

災害時等の応援に関する協定書（9県1市）

（趣旨）

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

（応援県市）

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
 - (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
 - (4) 医療機関による傷病者の受入
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

- 2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。
- 2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

（趣旨）

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援県市）

第2条 協定第2条第1項に基づく応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援県市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災県市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災県市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援県市の救援対策本部には、被災県市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援県市は、別表1のとおり、決定するものとする。ただし、太平洋側の複数県が被災した場合には、別表2のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 被災県市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
 - (2) 被災県市の情報収集と状況把握
 - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (4) 要請内容の協定県市への適切な仕分け（コーディネート）
 - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (6) 被災県市および災害応急活動実施機関との連絡調整
 - (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（幹事県）

第3条 応援県市の調整、決定、中部9県1市内での共有等を実施するため、幹事県を置く。

2 幹事県は、別表3に掲げる輪番による。

（応援の内容）

第4条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各県市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする県市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の搬入、人員の派遣
 - ア 物資・資機材の搬入
 - 物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
 - 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

第6条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第7条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第8条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

第9条 協定第5条に規定する別に定めるときは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

- 2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。
 - (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
 - (2) 職員派遣による情報収集
 - (3) その他効果的な情報収集
- 3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。
- 4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。
- 5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第5条から第8条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員

の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第11条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表（別表4）
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成27年1月19日から施行する。

附 則 この実施細則は、平成31年4月1日から施行する。

平成27年1月19日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監

長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理部長 静岡県危機管理監

愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

(別表1)

被災県市と主たる応援県市の一覧表

被災県市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、幹事県が主たる応援県市を調整し、定める。

(別表 2)

被災県市と主たる応援県市の一覧表（太平洋側の複数県が被災した場合）

被災県市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県 2 長野県
愛知県	1 石川県 2 岐阜県
三重県	1 福井県 2 滋賀県

※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の3県すべてで震度6強以上の地震が発生した場合などが想定される。

※第2位の県は、第1位の県が主たる応援県市となった場合、応援県市としての活動が可能であれば、主たる応援県市と協力して、被災県市の応援県市として活動する。

※順位内の県で応援できない場合、幹事県が主たる応援県市を調整し、定める。

(別表3)

幹事県の一覧表

順位	県名
1	長野県
2	岐阜県
3	静岡県
4	愛知県
5	三重県
6	富山県
7	石川県

※順位は、平成31年度を1とする。

※幹事県が被災した場合、翌年度の幹事県が代行する。なお、翌年度の幹事県が調整できない場合、翌々年度の幹事県が担う。以下同じ。

(別表4)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局 課室名	一般加入電話			行政電話	消防防災 電話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代表 (内線)	直通 (時間外)	FAX (時間外)				
富山	総合政策局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			—	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanri@pref.toyama.lg.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石川	危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref.ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福井	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長野	危機管理部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			—	020-231 (020-231)	0202315208 (0202318739)	bosai@pref.nagano.lg.jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7408 (026-235-7408)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐阜	危機管理部 防災課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			—	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref.gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静岡	危機管理部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			—	22-31 (22-26)	0221003731 (0221006250)	boukei@pref.shizuoka.lg.jp
		—	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)				
愛知	防災局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			—	23-1128 (23-4612)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三重	防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13番地			—	24-11 (24-11切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref.mie.lg.jp
		—	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋賀	総合政策部 防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			—	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shiga.lg.jp
		077-528-3436 (内線 7400)	077-528-3432 (077-528-3436)	077-528-6037 (077-523-6390)				
名古屋	防災危機管理局 危機対策室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			—	—	0237006090 (0237005555)	a3584@bosaiikikanri.city.nagoya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3584 (052-961-0119)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

- 第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。
- 2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

- 第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

- 第4条 いざれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
 - 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
 - 4 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）

- 第5条 前条の連絡本部が設置された場合にあって、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。
- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあっては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
 - 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。

4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、第4条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。
- 3 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

(広域応援の実施)

第7条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第8条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第9条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月9日

全 国 知 事 会 会 長
埼 玉 県 知 事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
三 重 県 知 事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静 岡 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
埼 玉 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
滋 賀 県 知 事

中国地方知事会会長
広 島 県 知 事

四国知事会常任世話人
愛 媛 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	
長野県	中部圏知事会
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(災害対策都道府県連絡本部の組織)

第3条 協定第4条第1項に定める災害対策都道府県連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

- 2 大雨特別警報発表前であっても、気象庁情報等により大規模・広域災害の発生が事前に見込まれる場合には、全国知事会は、調査第二部に情報連絡室を設置し、被害情報等の収集を行う。
- 3 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、全ての都道府県の災害対策本部が廃止された場合及び被災県への広域応援（短期）が終了した場合には、全国知事会は、災害対策都道府県連絡本部を廃止する。

4 その他、災害対策都道府県連絡本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

(緊急広域災害対策本部の組織)

第4条 協定第6条第1項に定める緊急広域災害対策本部は、本部長である全国知事会会长及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。

2 本部長は、前項に定める本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を求めることができる。

3 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、各都道府県の災害対策本部体制が縮小された場合並びに被災市区町村応援職員確保調整本部及びブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、全国知事会は、緊急広域災害対策本部を廃止し、又は災害対策都道府県連絡本部に移行する。

4 その他、緊急広域災害対策本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第5条 協定第9条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次とおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める

(経費の請求)

第6条 協定第9条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第7条 その他、協定及び協定実施細目の実施について必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

被災市町村広域応援の実施に関する協定（市長会・町村会）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛知県（以下「甲」という。）、愛知県市長会（以下「乙」という。）及び愛知県町村会（以下「丙」という。）が、甲と、乙及び丙を構成する市・町村（以下「県内市町村」という。）が実施する、大規模災害により被災した市町村（特別区を含む。以下「被災市町村等」という。）に対する迅速かつ円滑な応援に際し、相互に協力して取り組む事項について定めるものとする。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる応援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用が決定した県内の被災市町村等に対して、甲と県内市町村が共同して行う応援（県外の地方公共団体が、甲、乙又は丙からの要請に基づいて行う応援を含む。）。
- (2) 災害救助法の適用が決定した県外の被災市町村等に対して、当該都道府県からの要請等に基づき、甲と県内市町村が共同して行う応援。

（応援の内容）

第3条 この協定に基づき、甲と県内市町村が取り組む応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村等が必要とする物資及び資機材等の提供
- (2) 被災市町村等への職員の派遣
- (3) 被災市町村等からの被災者の受入れ及びそのための施設の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の開始及び終了）

第4条 この協定に基づく応援の開始及び終了については、甲が乙及び丙と協議の上、決定する。

（情報の収集）

第5条 甲は、この協定に基づく応援の要否及び応援の内容等を把握するため、職員を被災市町村等に派遣する。

2 乙又は丙は、県内市町村に対し、前項の業務を実施するために必要な職員の派遣を求めることができる。

（応援実施本部）

第6条 甲、乙及び丙は、甲及び県内市町村が行う応援を効果的なものとするため、応援実施本部を設置し、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 甲及び県内市町村の応援能力の把握
- (2) 応援実施方針及び具体的な応援実施方法の決定
- (3) 応援内容の甲及び県内市町村への割り振り

(4) 全国知事会、全国市長会及び全国町村会との調整

(5) その他応援の実施に必要な業務

- 2 応援実施本部は、愛知県自治センター内に設置する。ただし、被災その他やむを得ない事由で愛知県自治センター内に設置できない場合には、甲、乙及び丙が協議して設置場所を決定する。
- 3 応援実施本部は甲、乙及び丙が指名する職員で構成する。
- 4 応援実施本部には応援実施本部長をおき、応援実施本部長は甲が指名する職員をもつてあてる。
- 5 乙又は丙は、県内市町村に対し、第1項各号に掲げる事項を処理するために必要な職員の派遣を求めることができる。

(現地連絡所)

第7条 被災市町村等の応援内容の把握、応援に関する調整等を効果的に行うため、甲、乙及び丙が共同して現地連絡所を設置し、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 被災市町村等との連絡体制の確立
 - (2) 被災市町村等が必要とする応援内容の把握
 - (3) 被災市町村等に提供する物資及び資機材等の引渡しに関する調整
 - (4) 被災市町村等への職員派遣に関する調整
 - (5) 被災市町村等の被災者の受入れに関する調整
 - (6) その他応援の実施に必要な業務
- 2 現地連絡所は、原則として被災市町村等の域内に設置する。ただし、被災その他やむを得ない事由がある場合には、甲、乙及び丙が協議してその他の場所に設置することができる。
 - 3 甲は、現地連絡所の運営のため、職員を派遣する。
 - 4 現地連絡所には現地連絡所長をおき、現地連絡所長は甲が指名する職員をもってあてる。
 - 5 乙又は丙は、県内市町村に対し、現地連絡所の運営のために必要な職員の派遣を求めることができる。

(経費の負担)

第8条 被災市町村等が県内に所在する場合、県内市町村がこの協定に基づいて実施した応援に係る経費は、災害救助法の規定に従い、甲が負担する。

- 2 被災市町村等が県外に所在する場合、県内市町村がこの協定に基づいて実施した応援に係る経費は、災害救助法の規定に従い、甲を通じて被災市町村等を区域に持つ都道府県に求償する。

(他の協定との関係)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援の実施に際して、県内市町村が他の市町村（特別区を含む。）との間に締結した災害時の相互応援協定等に基づいて行う応援を妨げない。

(平常時の取組)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報の交換、防災訓練の実施等により平常時から連携に努めるものとする。

2 甲は、第3条の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保及び人材の育成に努めるものとし、乙及び丙は、県内市町村に対し、同条の応援の円滑な実施のために必要な物資、資機材等の確保及び人材の育成に努めるよう促すものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成29年4月4日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各々1通を保有する。

平成29年4月4日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
愛知県市長会

会長 鈴木淳雄

丙 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
愛知県町村会

会長 久野時男

四県一市航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市（以下「四県一市」という。）において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリ（代替機を含む。以下同じ）が点検、整備のため出動できない場合（次号から第4号までに該当する場合を除く。）
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリの資機材又は装備品では、出動事案に応えられない場合
- (4) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (5) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

(応援活動の位置付け)

(応援要請手続)

第3条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第4条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口」とする。

(応援の中止)

第5条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(事故等の連絡)

第7条 要請した四県一市は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援した四県一市に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費（応援先において給油した場合のヘリの燃料費を除く。）は、応援側の負担とする。

ただし、第2条第1号の応援活動に係る次の経費は、応援側と要請側の協議により、その全部又は一部を要請側の負担とすることができる。

- (1) ヘリの燃料費
- (2) 隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費
- (3) 当該応援により特別に必要となったヘリの修繕料
- (4) 当該応援により特別に必要となった消耗品費

2 第1項にかかわらず、応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。
(訓練の参加)

第9条 四県一市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡調整)

第10条 四県一市は、応援を円滑に行うことができるよう次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

2 平成26年3月31日に締結した「四県一市航空消防防災相互応援協定」は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、四県一市記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

岐阜県知事	古 田 肇
静岡県知事	川 勝 平 太
愛知県知事	大 村 秀 章
三重県知事	鈴 木 英 敬
名古屋市長	河 村 たかし

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等の協定について（県対県警察）

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関する愛知県知事と愛知県警察本部長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和 39 年 1 月 20 日

愛知県知事 桑原幹根
愛知県警察本部長 内海 倫

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第 1 愛知県知事が、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第 2 愛知県知事が、法第 57 条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話及び警察無線電話とする。

第 3 愛知県知事が、法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は、愛知県警察本部地域部長又は警察署長（以下「地域部長等」という。）に対して次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

- (1) 使用等しようとする警察通信設備
- (2) 使用等しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者および受信者

第 4 地域部長等は、当該申し込みの内容が、法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。

この場合において、受けた通信の取扱順位の決定は、通信統制官等が、当該通信の緊急性、通話の内容、受け順位等を斟酌して決定するものとする。

第 5 愛知県知事は、法第 55 条の規定に基づく通知または要請を行なう場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ愛知県警察本部地域部長に連絡しておくものとする。

第 6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行なわないものとする。

附 則

1 本協定は、昭和 39 年 1 月 20 日から施行する。

災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、愛知県知事（以下「甲」という。）が日本放送協会名古屋放送局（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定の期間は1年間とし、昭和56年4月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、1年を単位として年々自動的に準続するものとする。

昭和56年4月1日

甲 愛知県知事 仲谷義明

乙 日本放送協会名古屋放送局長 桜井武治

災害時の放送に関する協定（3県1市対民放各社）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事、三重県知事、岐阜県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋放送株式会社及び中京テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和53年4月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和53年4月1日

甲 愛知県知事 仲谷義明

三重県知事 田川亮三

岐阜県知事 上松陽助

名古屋市長 本山政雄

乙 中部日本放送株式会社
代表取締役社長 国枝忠雄

東海ラジオ放送株式会社

取締役社長 南 正 義

東海テレビ放送株式会社
取締役社長 鈴 木 充

名古屋放送株式会社
取締役社長 川 手 泰 二

中京テレビ放送株式会社
取締役社長 佐 藤 信之助

また、同内容で

甲 愛知県知事 仲 谷 義 明

名古屋市長 本 山 政 雄

乙 株式会社エフエム愛知
取締役社長 近 藤 重 幸

間で、昭和53年5月1日に「災害時の放送に関する協定」が締結されている。

また、同内容で

甲 愛知県知事 鈴 木 札 治

三重県知事 田 川 亮 三

岐阜県知事 上 松 陽 助

名古屋市長 本 山 政 雄

乙 テレビ愛知株式会社
代表取締役社長 黒 川 洋

間で、昭和58年8月1日に「災害時の放送に関する協定」が締結されている。

また、同内容で

甲 愛知県知事 鈴 木 札 治

名古屋市長 西 尾 武 喜

乙 株式会社エフエム名古屋
代表取締役 中 岡 弥 典

間で、平成6年4月1日に「災害時の放送に関する協定」が締結されている。

また、平成25年4月1日付で中部日本放送株式会社のラジオ事業が、株式会社C B Cラジオに承継されたため、本協定第1条中「中部日本放送株式会社」の後ろに「、株式会社C B Cラジオ」を加える変更がされている。

また、平成26年4月1日付で中部日本放送株式会社のテレビ事業が、株式会社C B Cテレビに承継されたため、本協定第1条中「中部日本放送株式会社」に替わり「株式会社C B Cテレビ」とする変更がされている。

災害に係る情報発信等に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、愛知県内における地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に際し、甲が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、防災及び災害対策に役立てるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組及び協議事項）

第2条 本協定における取組及び協議事項の内容は次のとおりとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、県内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報について、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなど、一般に広く周知することについて、協議すること。
 - (4) 甲と乙は、災害発生時の県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーサービス上に掲載するなど、一般に広く周知することについて、協議すること。
 - (5) 甲と乙は、県内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなど、一般に広く周知することについて、協議すること。
 - (6) 甲と乙は、安否情報の収集、伝達等について、協議すること。
- 2 前項第1号及び第2号の取組の具体的な内容及び方法については、甲及び乙の両者の協議により決定するものとする。
 - 3 甲及び乙は、第1項各号の事項が円滑になれるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
 - 4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を隨時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

愛知県防災情報システムによる災害情報の提供等に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と日本放送協会名古屋放送局（以下「乙」という。）は、別表に掲げる愛知県防災情報システムによる市町村等の被害情報（以下「災害情報」という。）の提供及び報道への活用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に災害情報を即時的に提供し、乙が災害情報を報道に活用することにより、県民の迅速な避難など防災対策に役立てることを目的とする。

（提供する時期）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に災害情報を提供するものとする。

（費用負担）

第3条 乙は、災害情報の提供を受けるために設置する機器やその工事費用、維持管理、更新、運用等の費用の一切を負担する。

（提供する災害情報の活用に対する留意事項）

第4条 乙は、甲から提供を受けた災害情報が即時性を重んじるために未精査であることを十分に留意し、これを報道に活用することに伴う責任を負うものとする。

（情報セキュリティ）

第5条 乙は、愛知県県政記者クラブ室内において、次の各号に定める仕様を満たし、室内の無線LANアクセスポイントに接続できる専用パソコン（以下、専用パソコンと言う。）により愛知県防災情報システムに接続するものとする。

又、乙は、各社屋において、次の各号に定める仕様を満たす専用端末により愛知県防災情報システムに接続するものとする。

(1) コンピュータウイルスによる被害を防止するため、愛知県防災情報システムのみに接続するものとし、他のネットワークに接続しないものとする。

(2) OSはWindows2000以上、IEは6以上であり、最新のコンピュータウイルス対策ソフトがインストールされているものとする。

2 乙の専用パソコン又は専用端末から愛知県防災情報システムにコンピュータウイルスが侵入するなど乙が愛知県防災情報システムに障害を及ぼした場合は、乙は直ちに甲に報告するとともに愛知県防災情報システムにかかる必要な対応措置及び復旧措置を講じなければならない。

3 乙は、前項にかかる費用の一切を負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定書に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

以上協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月31日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 神田真秋

乙　名古屋市東区東桜一丁目13-3
日本放送協会
名古屋放送局長　　高嶋光雪

別表

項目	主な内容
1 人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者数、被害市町村等
2 住家被害	全壊戸数、半壊戸数、一部損壊戸数 床上浸水戸数、床下浸水戸数、被害市町村等
3 非住家被害	公共建物被害数、その他建物被害数
4 道路・橋梁被害	損壊か所数、冠水か所数、被害市町村等
5 河川被害	破堤か所数、越水か所数、被害市町村等
6 港湾・漁港被害	被害か所数、被害市町村等
7 砂防被害	砂防被害か所数、崖くずれか所数、地すべりか所数、土石流か所数、被害市町村等
8 電話被害	被害回線数、被害市町村等
9 電気被害	停電戸数、被害市町村等
10 ガス被害	供給停止戸数、被害市町村等
11 鉄道被害	被害路線名称、不通区間等
12 その他被害	田畠、文教施設、病院、清掃施設、船舶、水道、ブロック塀被害、り災世帯数、り災者数、火災発生件数
13 避難勧告・指示等の状況	避難勧告・指示等実施市町村 避難勧告・指示等の状況一覧
14 避難所状況	避難所開設市町村 避難人数、世帯数、開設避難所数
15 救護所開設状況	救護所開設市町村 救護所名、設置場所
16 災害救助法適用	災害救助法適用市町村名
17 災害対策本部	県、市町村災害対策本部設置状況

また、同内容、同日付で愛知県と次の者との間で「愛知県防災情報システムによる災害情報の提供等に関する協定」が締結されている。

(社名 50音順)
名古屋市中区栄一丁目 3-3
株式会社朝日新聞名古屋本社
代表 川原 徹郎

名古屋市中区三の丸一丁目 6-1
社団法人共同通信社
名古屋支社長 宮永 民男

名古屋市中区錦二丁目 2-13
株式会社時事通信社
名古屋支社長 天坂 春敏

名古屋市昭和区高峯町 154 番地
中京テレビ放送株式会社
代表取締役社長 徳光 彰二

名古屋市中区三の丸一丁目 6-1
株式会社中日新聞社
代表取締役社長 大島 寅夫

名古屋市中区新栄一丁目 2-8
中部日本放送株式会社
代表取締役社長 夏目 和良

名古屋市中区大須二丁目 4-8
テレビ愛知株式会社
代表取締役社長 佐藤 富男

名古屋市東区東桜一丁目 14-27
東海テレビ放送株式会社
代表取締役社長 石黒 大山

名古屋市東区東桜一丁目 14-27
東海ラジオ放送株式会社
代表取締役社長 志村 富士夫

名古屋市中区橘二丁目 10-1
名古屋テレビ放送株式会社
代表取締役社長 堀 鐵藏

名古屋市中区栄四丁目 16-33
株式会社日本経済新聞社
上席執行役員名古屋支社代表 羽土 力

名古屋市中区正木二丁目 3-1
株式会社毎日新聞社
取締役中部代表 渡辺 良行

名古屋市中区栄一丁目 17-6
読売新聞東京本社
中部支社長 斎藤 彰

また、平成26年4月1日付で中部日本放送株式会社のテレビ事業が、株式会社CBCテレビに承継されたため、「中部日本放送株式会社」に替わり「株式会社CBCテレビ」とする届出がされている。

災害映像情報の提供及び放送利用に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と△△〈名古屋テレビ放送株式会社始め5社〉（以下「乙」という。）は、愛知県ヘリコプターテレビ電送システムの災害映像情報（以下「映像情報」という。）の提供及び利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の映像情報を災害対策基本法に基づく指定地方公共機関である乙に提供し、乙が当該映像情報を報道に利用することにより、県民の迅速な避難など災害対策に役立てることを目的とする。

（提供する映像情報）

第2条 甲は、乙に対し愛知県域内の映像情報を提供する。

（提供条件）

第3条 甲は、映像情報を収集している場合において、乙の要請に基づき甲が必要と認める場合に、乙に映像情報を提供するものとする。なお、甲は、都合により提供する映像情報を停止することができる。

（費用負担）

第4条 乙は、甲から映像情報の提供を受けるために設置する機器やその工事費用、維持管理、更新、運用等の費用の一切を負担とする。ただし、乙が機器を設置した後、甲の事情により工事が発生する場合は、その負担について別途協議するものとする。

（提供する映像情報の利用に対する責任）

第5条 乙は、甲から提供を受けた映像情報を報道に利用することに対する一切の責任を負う。

- 2 乙は、映像情報の報道に当たっては、個人情報等の保護に関して十分な配慮をしなければならない。乙の系列放送局が放送に利用する場合においても同様とする。
- 3 甲は、乙に提供した映像情報の全てについて説明責任を負うものではない。

(目的外利用の禁止)

第6条 乙は、提供を受けた映像情報を第1条に掲げる目的以外の用途（乙の系列放送局に対する放送目的のための提供を除く。）に利用してはならない。
2 乙が、映像情報を他の報道機関に報道目的のために提供する場合においても、第1条に掲げる目的以外の用途に利用させてはならない。

(協議)

第7条 この協定書に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成18年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

以上、協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月17日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 神田 真秋

〈協定締結5社〉

乙 名古屋市中区橘2丁目10-1
名古屋テレビ放送株式会社
代表取締役社長 堀 鐵藏

乙 名古屋市中区新栄1丁目2-8
中部日本放送株式会社
代表取締役社長 夏目 和良

乙　名古屋市東区東桜一丁目14-27
東海テレビ放送株式会社
代表取締役　石黒　大山

乙　名古屋市昭和区高峯町154番地
中京テレビ放送株式会社
代表取締役社長　徳光　彰二

乙　名古屋市中区大須二丁目4-8
テレビ愛知株式会社
代表取締役　佐藤　富男

災害映像情報の提供及び利用に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と△△〈株式会社朝日新聞名古屋本社始め6社〉（以下「乙」という。）は、愛知県ヘリコプターテレビ電送システムの災害映像情報（以下「映像情報」という。）の提供及び利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の映像情報を乙に提供し、乙が当該映像情報を報道に利用することにより、県民の迅速な避難など災害対策に役立てることを目的とする。

（提供する映像情報）

第2条 甲は、乙に対し愛知県域内の映像情報を提供する。

（提供条件）

第3条 甲は、映像情報を収集している場合において、乙の要請に基づき甲が必要と認める場合に、乙に映像情報を提供するものとする。なお、甲は、都合により提供する映像情報を停止することができる。

（費用負担）

第4条 乙は、甲から映像情報の提供を受けるために設置する機器やその工事費用、維持管理、更新、運用等の費用の一切を負担とする。ただし、乙が機器を設置した後、甲の事情により工事が発生する場合は、その負担について別途協議するものとする。

（提供する映像情報の利用に対する責任）

第5条 乙は、甲から提供を受けた映像情報を報道に利用することに対する一切の責任を負う。

- 2 乙は、映像情報の報道に当たっては、個人情報等の保護に関して十分な配慮をし、映像情報の利用に起因する個人の利益に対する全ての責任を負うこととする。
- 3 甲は、乙に提供した映像情報の全てについて説明責任を負うものではない。

(目的外利用の禁止)

第6条 乙は、提供を受けた映像情報を第1条に掲げる目的(他の報道機関に、報道目的のため提供する場合を除く。)以外の用途に利用してはならない。

2 乙が、映像情報を他の報道機関に報道目的のために提供する場合においても、第1条に掲げる目的以外の用途に利用させてはならない。

(協議)

第7条 この協定書に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成18年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

以上、協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各自その1通を保有するものとする。

平成17年5月23日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 神田 真秋

〈協定締結6社〉

乙 名古屋市中区栄一丁目3-3
株式会社朝日新聞名古屋本社
代表代行 梶原 史次

乙 名古屋市中区三の丸一丁目6-1
社団法人共同通信社名古屋支社
支社長 宮永 民男

乙　名古屋市中区三の丸一丁目 6-1

株式会社中日新聞社

代表取締役社長　大島　寅夫

乙　名古屋市中区栄四丁目 16-33

株式会社日本経済新聞社名古屋支社

上席執行役員　名古屋支社代表　羽土　力

乙　名古屋市中区正木二丁目 3-1

株式会社毎日新聞社中部本社

取締役　中部代表　渡辺　良行

乙　名古屋市中区栄一丁目 17-6

読売新聞東京本社中部支社

支社長　斎藤　彰

ヘリコプターによる災害映像情報の提供に関する協定書

愛知県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会名古屋放送局長（以下「乙」という。）は、甲が所有するヘリコプターによる災害等に関する映像情報（以下「映像情報」という。）の提供及び乙がこの映像情報の提供を受け放送等に活用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が有する映像情報を災害対策基本法に基づき指定された指定公共機関である乙に提供し、乙が提供された情報を放送等に活用することにより、被害拡大防止など迅速な防災対策に役立てる目的とする。

（提供する映像情報）

第2条 甲が提供する映像情報は、甲の管内に自然災害等が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、甲が愛知県防災ヘリコプターにより映像情報を収集している場合、乙の要請により甲が必要と認めたとき、乙に提供するものとする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- 1 乙が映像情報を受けるために設置した機器等の維持管理、更新、運用等については、乙において負担する。
- 2 新たに画像伝送用の通信回線に関する工事等が発生した場合は、別途協議をするものとする。

（提供する映像情報の利用に対する責任）

第4条 甲の提供する映像情報を放送等に利用することに対する責任は乙が負う。また、個人情報等の保護に対しても配慮しなければならない。

（映像情報の他への提供の禁止）

第5条 乙は、提供を受けた映像情報を自ら放送等に活用する以外に、項の許可なしに他の者に提供してはならない。

（協議事項）

第6条 この協定書に記載のない事項が発生した場合は、甲及び乙は協議の上決

定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成17年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、さらに一年継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

以上、協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各自その1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 神田 真秋

乙 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
日本放送協会 名古屋放送局長
川上 淳

中部地方整備局が整備する光ファイバ網と愛知県が整備する光ファイバ網との接続に関する協定

光ファイバ網の管理者である国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）と愛知県知事（以下「乙」という。）は、甲と乙が整備する河川及び道路管理用光ファイバ網の相互接続に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が整備する光ファイバ網を相互に接続し、甲及び乙の河川及び道路情報並びにこれに関連する情報を共有することにより、異常気象時及び災害発生時等における状況把握や被災箇所復旧の迅速化を図るとともに、平常時においても、甲及び乙の機関の効率的な行政運営と河川及び道路利用者並びに周辺住民等への行政サービスの向上を図ることを目的とする。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象となる範囲は、甲及び乙が所有する河川及び道路管理用光ファイバ並びにそれを相互に接続する施設とする。

（相互の接続）

第3条 相互の接続は、中部地方整備局本局及び愛知県内の事務所等と愛知県本庁及び建設事務所等の間で行い、愛知県が中部地方整備局光ファイバへ接続し、光ファイバ網を構築するものとする。

（接続の方法）

第4条 接続に当たっては、甲及び乙が十分な調整の上、施工するものとする。

- 2 接続の芯線数は、中部地方整備局本局と愛知県本庁間は最大32芯、その他は最大8芯とする。
- 3 相互接続運用を行う場合には、接続相手方の業務（河川及び道路管理等）の情報提供に支障のないようにする。

（共有する情報の内容）

第5条 相互接続により共有する情報は、河川及び道路管理情報並びにこれに関連する情報とする。

（工事等による運用中断等に係る協議）

第6条 次の各号の一に該当する場合は、甲と乙は事前に協議して処置を定めるものとする。

- 一 光ファイバ網の改築、修繕及び災害復旧により運用の中止が予測される場合
- 二 第三者が実施する工事等が原因となって、甲又は乙の所有する光ファイバ網による運用の中止が予測される場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事由により中断が予測できなかつた場合においては、中断となつた光ファイバの管理者が相手方へ速やかに通知するものとする。

(財産の帰属)

第7条 財産の帰属については、原則として整備に要する費用を負担した者に帰属するものとする。

(施設の維持管理)

第8条 施設の維持管理については、当該施設の所有者が行うものとする。

(協定の変更)

第9条 甲又は乙は、やむを得ない事由により、協定の内容を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

(雑則)

第10条 本協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 細目的事項については、国土交通省中部地方整備局企画部長、河川部長及び道路部長と愛知県防災局長及び建設部長が別途細目協定により定めるものとする。

(附則)

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年3月30日

甲 国土交通省中部地方整備局長
村田 進

乙 愛知県知事
神田 真秋

中部地方整備局が整備する光ファイバ網と愛知県が整備する光ファイバ網との接続及び運用に関する細目協定

国土交通省中部地方整備局企画部長、河川部長及び道路部長（以下「甲」という。）と愛知県防災局長及び建設部長（以下「乙」という。）は、平成16年3月30日付けで締結した「中部地方整備局が整備する光ファイバ網と愛知県が整備する光ファイバ網との接続に関する協定（以下「基本協定」という。）」第10条第2項に基づき、基本協定の実施に関して必要な細目的事項について次のとおり協定（以下「細目協定」という。）を締結する。

（通則）

第1条 中部地方整備局と愛知県が整備する光ファイバ網の相互接続及びそれを利用する情報共有施設（以下「施設」という。）の運用については、基本協定に定めるもののほか、この細目協定の定めるところによる。

（対象範囲）

第2条 基本協定第2条に規定する範囲は、別図のとおりとする。

（相互の接続先）

第3条 基本協定第3条に規定する相互の接続先は、別図のとおりとする。

（共有する情報の内容）

第4条 基本協定第5条に規定する共有する情報は、別表のとおりとする。

（施設の運用時間）

第5条 施設の運用時間は、通常の官庁勤務時間とする。ただし、災害等の発生が予想される場合、その他必要があると認められる場合には、あらかじめ甲及び乙の関係課長又は出先の機関の長の間で施設の運用時間を変更することができる。

（施設運用の一時停止）

第6条 甲又は乙は、施設の工事、保守又は運用上の必要による場合、その他特別な理由がある場合に限り、施設の運用を一時停止することができる。この場合、甲又は乙は、あらかじめ相手側に通知しなければならない。

（セキュリティ一対策）

第7条 甲又は乙は、基本協定第4条第3項により、相手側の業務に支障の出ないよう必要なセキュリティ一対策をしなければならない。特に不正アクセス、コンピューターウィルスに対するセキュリティ一対策には万全を期するものとする。

(施設等の障害復旧)

第8条 甲又は乙は、自己の所有する施設に障害が発生したときは、直ちに復旧に努めるとともに、障害の状況、復旧見込み等をすみやかに相手方に通知するものとする。

2 甲又は乙は、相手方の施設により、自己の施設の運営に支障がでる恐れがある場合又は現に支障があった場合は、施設の運用の一部又はすべてを停止することができる。この場合、甲又は乙は、その内容及びその状況等を直ちに相手方に通知するとともに、原因究明及び対処について協力するものとする。原因が判明できた場合は直ちに必要な措置を施さなくてはならない。また、原因が不明な場合は甲乙協議するものとする。

3 甲又は乙は、交換する情報内容に異常がある場合は、その情報の提供を停止することができる。この場合、甲又は乙は、相手方にその内容を通知するものとする。

(施設等の障害に対する費用負担)

第9条 施設に障害が発生した原因が甲又は乙の一方にあることが明らかな場合は、施設の復旧に要する費用は原因者が支払うものとする。

2 前項以外の場合は、甲乙協議の上、費用負担を取り決めるものとする。

(他への情報の提供)

第10条 甲又は乙は、相手方から得た情報を第三者に提供する場合は、施設を管理する出先の機関の長を経由し当該担当部長等にあらかじめ協議するものとする。

(施設の通知)

第11条 施設及び施設の接続状況については、別途甲及び乙の関係課長の間において相互に通知するものとする。

(協定の変更)

第12条 甲又は乙は、やむを得ない事由により、細目協定の内容を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

(雑則)

第13条 本細目協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(附則)

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年3月30日

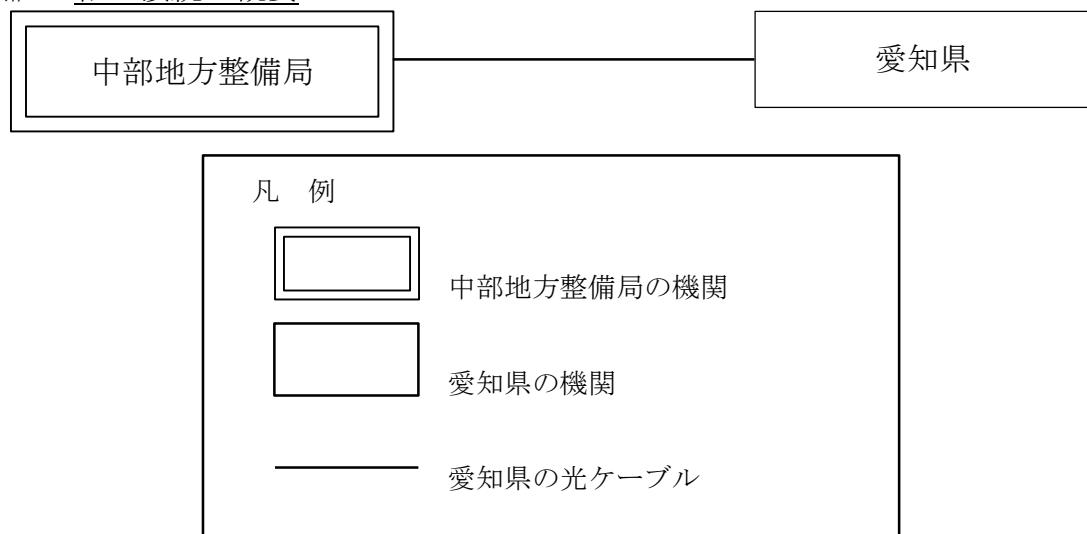
甲 国土交通省中部地方整備局

企画部長 柳川 城二
河川部長 中野 泰雄
道路部長 桐越 信

乙 愛知県

防災局長 酒井 俊幸
建設部長 安田 勝一

《別図》 相互接続の概要



《別表》 中部地方整備局と愛知県とで共有する情報の内容

道路情報	1) 交通の円滑化 環境保全	道路規制情報	
		迂回路情報	
河川・砂防・海象情報		駐車場の満空情報	
		交通量情報	
河川情報	2) 安全性の向上	路面状況 (画像等)	
		気象観測情報 (雨量等)	
防災情報	3) 地域社会の活性化 環境保全	路面凍結監視情報	
		雨量・水位・ダム放流等水文情報	
河川・砂防・海象情報	4) 地域社会の活性化 環境保全	内水氾濫情報 (画像)	
		外水情報 (画像)	
河川情報	5) 地域社会の活性化 環境保全	施設災害情報 (画像)	
		ダム放流情報 (画像)	
防災情報	6) 地域社会の活性化 環境保全	土石流発生情報 (画像)	
		潮位・波高情報	
河川情報	7) 地域社会の活性化 環境保全	日雨量・ダム貯水量等詳細	
		水質情報	
防災情報	8) 地域社会の活性化 環境保全	一般被害情報 (浸水戸数)	
		被災情報 (画像を含む)	
河川・砂防・海象情報	9) 地域社会の活性化 環境保全	復旧活動情報	
		体制情報	
河川情報	10) 地域社会の活性化 環境保全	避難情報	
		浸水情報・水防情報	
防災情報	11) 地域社会の活性化 環境保全	公共交通機関情報	
		災害対策資機材情報	

※なお、調整中の情報については、整備後共有化を行うものとする。

中央防災無線網による現地対策本部用映像回線設備の設置に関する協定書

内閣府（以下「甲」という。）と愛知県（以下「乙」という。）は、非常災害時における防災体制を確保し情報共有を図るために、国の災害対策本部又は地震災害警戒本部と愛知県に設置される現地対策本部等（現地支援対策室その他の連絡調整のための組織を含む。以下同じ。）を結ぶ映像回線設備の設置について、適正な管理運用等を確保するために、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（回線設備の設置）

第1条 甲は、愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号、同二丁目3番2号及び同二丁目4番1号に所在する乙の庁舎内に中央防災無線網による現地対策本部用映像回線設備（以下「映像回線設備」という。）を設置する。

（映像回線設備）

第2条 映像回線設備は、別表のとおりとし、必要に応じて関連する装置等を含むものとする。

（映像回線設備の費用負担）

第3条 映像回線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所等の使用）

第4条 乙は、映像回線設備を設置するために必要な場所、その付属設備、及びその他の工作物（以下「設置場所等」という。）を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所等の変更）

第5条 乙が、乙の都合により設置場所等を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たな設置場所等を提示し、甲乙協議の上、変更することとする。

- 2 前項により、設置場所等を変更するために必要な費用については、原則として乙の負担とする。
- 3 甲が、甲の都合により設置場所等を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し、甲乙協議の上、変更するものである。
- 4 前項により、設置場所等を変更するために必要な費用については、甲の負担とする。

第2章 管理運用

（防災情報の共有）

第6条 甲と乙との間で共有する防災情報は、災害映像情報及びTV会議用映像情報とする。

- 2 甲又は乙は、不慮の障害、事故等による防災情報の共有の障害について、乙又は甲の責任を負わないものとする。

(運用管理者)

第7条 乙は、映像回線設備の運用に関する連絡調整を総括するため、運用管理者を置くものとする。

(映像回線設備の運用)

第8条 乙は、甲が整備する映像回線設備を甲の使用に支障を生じさせない範囲内で、乙の業務に利用することができる。

2 乙は、甲が行う映像回線設備の運用に協力するものとする。

(情報の取り扱い)

第9条 甲から乙へ伝送した又は乙から甲へ伝送した情報の配信、利用に係る取り扱いについて、制限がある場合は、甲又は乙はその旨を乙又は甲の運用管理者に連絡するものとする。

2 甲又は乙の運用管理者は、前項の制限がある場合は、その制限内で配信、利用を行うものとする。

(映像回線設備の変更)

第10条 甲が設置した映像回線設備の接続構成を甲又は乙が変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更するものとする。

(定期点検及び修理等)

第11条 甲は、映像回線設備を確実かつ安全に作動させるために定期点検を行うとともに、障害発生時等には修理等を行うものとする。

2 甲が前項の定期点検及び修理等の作業を実施するに際し、甲は乙に事前に連絡するものとし、乙は乙の業務に支障のない範囲内において、協力するものとする。

3 甲の設置した映像回線設備の点検及び修理に関する費用は、甲の負担とする。

(電力の供給)

第12条 乙は、非常災害時における映像回線設備の運用に要する電力の停電対策に努めるものとする。

2 映像回線設備の運用に要する電力等の光熱費は、乙の負担とする。

(映像回線設備の管理運用)

第13条 この協定書に定めるものを除くほか、映像回線設備の管理運用に関する事項は、甲が定める中央防災無線運営要領の規定によるものとする。

第3章 附 則

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、平成17年1月19日から平成18年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3ヶ月前の日までに、甲乙のいずれかから変更の申出がないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後、この例による。

(疑義の決定等)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保有する。

平成17年1月19日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
内閣府政策統括官（防災担当）
柴田 高博

乙 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県知事
神田 真秋

別表

- | | |
|--------------------------|----|
| 1 中央防災無線網現地対策本部用映像伝送回線設備 | 一式 |
| (1) 通信制御装置 | |
| (2) 映像制御装置 | |
| (3) 映像情報用大型表示装置 | |
| (4) テレビ会議用大型表示装置 | |

中央防災無線網による通信設備の設置に関する協定書の一部変更について

内閣府（以下「甲」という。）と愛知県（以下「乙」という。）は、平成17年1月19日に締結した「中央防災無線網による現地対策本部用映像回線設備の設置に関する協定書」の一部を次のように変更する。

1 協定書表題を、今回、地球局無線装置も増設することから、つぎのよう改める。

「中央防災無線網による現地対策本部用映像回線設備の設置に関する協定書」
を

「中央防災無線網による通信設備の設置に関する協定書」
に改める。

2 協定書中第5条第1項

「乙が、乙の都合により設置場所等を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たな設置場所等を提示し、甲乙協議の上、変更することとする。」
を

「乙が、乙の都合により設置場所等を変更しようとするときは、甲にその理由を提示し、甲乙協議の上、変更することとする。」
に改める。

3 別表中

「1 中央防災無線網現地対策本部用映像伝送回線設備 一式

(1)通信制御装置
(2)映像制御装置
(3)映像情報用大型表示装置
(4)テレビ会議用大型表示装置 」

を

「1 中央防災無線網現地対策本部用映像伝送回線設備 一式

(1)通信制御装置
(2)映像制御装置
(3)映像伝送装置
(4)映像情報用大型表示装置
(5)テレビ会議用大型表示装置

2 衛星地球局無線設備 一式

(1)送受信装置
(2)空中線装置
(3)端末装置 」

に改める。

甲と乙とは、本書を2通作成しそれぞれ記名捺印のうえ、その1通を保管する。

平成21年4月1日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
内閣府政策統括官（防災担当）
大森 雅夫

乙 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県知事
神田 真秋

愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によつては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があつたものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもつて廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

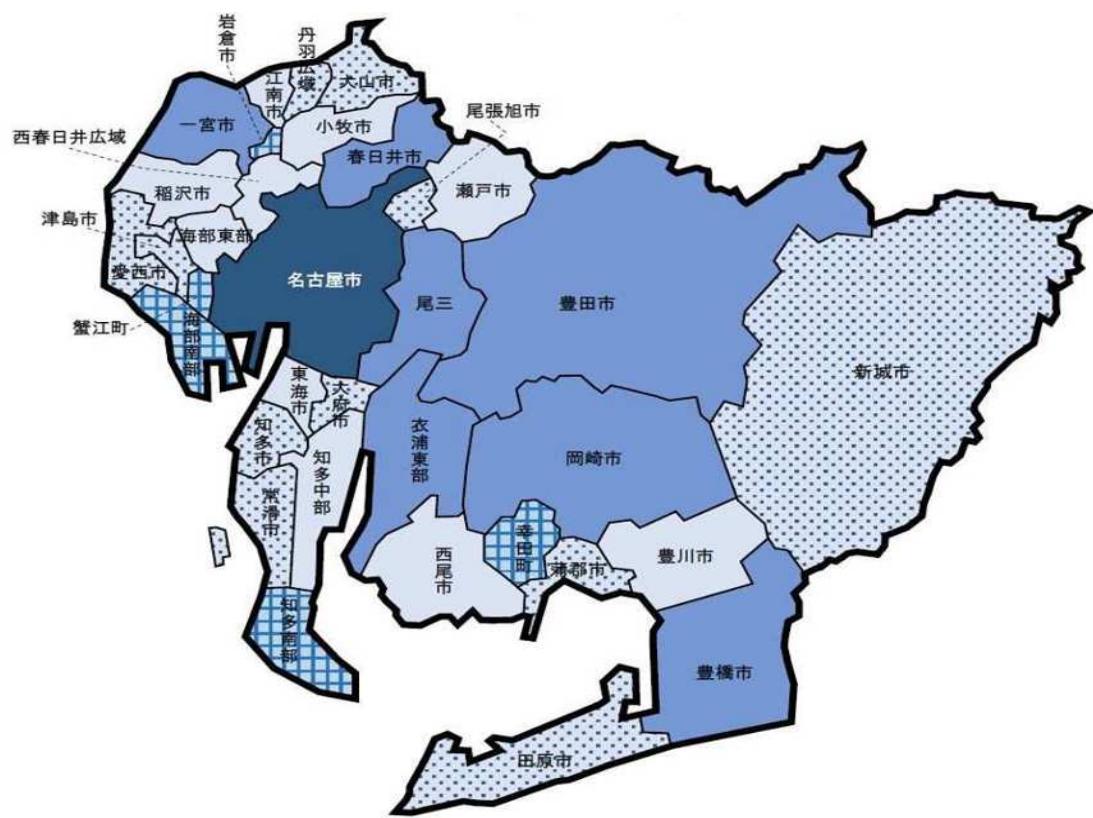
平成15年4月1日

名古屋市長

松原武久

豊橋市長	早川 勝
岡崎市長	柴田 紘一
一宮市長	谷 一夫
瀬戸市長	増岡 錦也
知多中部広域事務組合管理者半田市長	榎原 伊三
春日井市長	鶴飼 一郎
豊川市長	中野 勝之
津島市長	水谷 尚
豊田市長	鈴木 公平
西尾市長	本田 忠彦
蒲郡市長	金原 久雄
犬山市長	石田 芳弘
常滑市長	石橋 誠晃
江南市長	大池 良平
尾西市長	大島 晋作
小牧市長	中野 直輝
稻沢中島広域事務組合管理者	服部 幸道
新城市長	山本 芳央
東海市長	鈴木 淳雄
大府市長	福島 努
知多市長	加藤 功
尾張旭市長	谷口 幸治
岩倉市長	石黒 靖明
豊明市長	都築 龍治
長久手町長	加藤 梅雄
木曽川町長	山口 昭雄
蟹江町長	佐藤 篤松
幸田町長	近藤 徳光
田原町長	白井 孝市
渥美町長	山本 道雄
衣浦東部広域連合長	永田 太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬 保
海部東部消防組合管理者	条野 章
尾三消防組合管理者	久野 知英
海部南部消防組合管理者	佐野 峰夫
海部西部広域事務組合管理者	鷲野 聰明
丹羽広域事務組合管理者	河田 幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河内 光行
知多南部消防組合管理者	齋藤 宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田 雅清

愛知県消防広域応援基本計画



令和4年12月



＜参考 制定、改訂の経緯＞

平成 2 年 3 月施行	平成 30 年 6 月一部改正
平成 3 年 3 月一部改正	令和元年 6 月一部改正
平成 4 年 3 月一部改正	令和 3 年 1 月一部改正
平成 5 年 3 月一部改正	令和 4 年 3 月一部改正
平成 6 年 3 月一部改正	令和 4 年 3 月一部改正
平成 7 年 3 月一部改正	令和 4 年 1 月全部改正
平成 8 年 3 月一部改正	
平成 9 年 3 月一部改正	
平成 10 年 3 月一部改正	
平成 11 年 4 月一部改正	
平成 12 年 4 月一部改正	
平成 13 年 4 月一部改正	
平成 14 年 4 月一部改正	
平成 15 年 4 月一部改正	
平成 16 年 4 月一部改正	
平成 17 年 4 月一部改正	
平成 18 年 4 月一部改正	
平成 19 年 4 月一部改正	
平成 20 年 4 月一部改正	
平成 21 年 4 月一部改正	
平成 22 年 4 月一部改正	
平成 23 年 4 月一部改正	
平成 24 年 4 月一部改正	
平成 25 年 4 月一部改正	

愛知県消防広域応援基本計画

編集発行

愛知県防災安全局防災部消防保安課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 (052) 954-6141

目 次

第1章 総則	
第1条 目的	1
第2条 用語の定義	1
第3条 県内応援を必要とする災害規模	1
第4条 代表消防機関及び代表消防機関代行	1
第5条 代表消防機関の任務	2
第6条 県内応援派遣本部	2
第7条 愛知県の任務	2
第8条 情報連絡	2
第2章 応援要請	
第9条 応援要請	3
第10条 応援要請によらない覚知	3
第11条 航空機の応援要請	3
第3章 先遣隊	
第12条 先遣隊の派遣	4
第13条 先遣隊の任務	4
第14条 先遣隊（長）の編成	4
第15条 先遣隊登録消防機関	4
第16条 航空機による先遣	4
第4章 県内応援部隊	
第17条 県内応援部隊（長）の編成	5
第18条 指揮体制	5
第19条 航空機の編成	5
第5章 出動	
第20条 出動準備	6
第21条 出動要請	6
第22条 出動	6
第23条 各隊の携行資機材等	6
第24条 集結場所への集結	7
第25条 被災地への進出	7
第26条 被災地到着	7
第27条 情報共有	8
第6章 現場活動	
第28条 無線通信運用体制及び情報収集	9
第29条 解毒剤自動注射器の使用に係る運用	9
第30条 航空機の運用	9
第31条 応援の始期及び終期	9
第32条 応援の中止	9
第7章 応援活動の終了及び報告	
第33条 活動終了	10
第34条 帰署報告	10
第35条 報告	10
第8章 県内応援派遣本部	
第36条 県内応援派遣本部の任務	11
第37条 県内応援に関する連絡	11
第9章 県内応援指揮支援隊	
第38条 県内応援指揮支援隊の任務	12
第39条 県内応援指揮支援隊長の任務	12
第40条 県内応援指揮支援隊の編成及び出動	12
第10章 その他	
第41条 緊急消防援助隊の受援	13
第42条 経費の負担	13

目 次

【別紙】		
別紙 1	愛知県消防広域応援基本計画における用語の定義	14
別紙 2	情報連絡系統及び方法	15
【様式】		
様式 1	県内応援の要請	16
様式 2	県内応援部隊の出動準備	17
様式 3	県内応援部隊の出動可否報告	18
様式 4	県内応援部隊の出動準備の解除	19
様式 5	県内応援部隊の出動	20
様式 5 別紙	出動部隊一覧表	21
様式 6	県内応援部隊の出動隊名及び隊員名簿等の報告	22
様式 7	県内応援受援報告書	23
様式 8	県内応援活動報告書	24
様式 9	県内応援に係る連絡	25
【参考資料】		
●緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画に定める別紙・一部抜粋	26	
別紙 2 緊急消防援助隊連絡調整ブロック・地区割表	27	
別紙 3-1 応援出動時の連絡窓口一覧	28	
●愛知県内広域消防相互応援協定の写し	30	

目次

第1章	総則
第2章	応援要請
第3章	先遣隊
第4章	県内応援部隊
第5章	出動
第6章	現場活動
第7章	応援活動の終了及び報告
第8章	県内応援派遣本部
第9章	県内応援指揮支援隊
第10章	その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、愛知県内(以下「県内」という。)の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び消防を含む広域連合(以下「市町村等」という。)において大規模若しくは特殊な災害の発生によって、広域的な消防相互応援を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定(以下「協定」という。)に基づく応援並びに県内応援部隊の派遣及び運用を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この計画において使用する用語の定義は、別紙1のとおりとする。

別紙1 「愛知県消防広域応援基本計画における用語の定義」

(県内応援を必要とする災害規模)

第3条 県内応援を必要とする災害規模は、協定に定める災害のうち、原則、その市町村等の保有する消防力(近隣市町村等と締結している協定に伴う応援による消防力を含む。)によって災害の防御が困難若しくは困難が予想される場合又は災害の防御のために【緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画(以下「緊援隊応援計画」という。)】別紙5-4に定める特定の消防機関が保有する特殊な車両若しくは資機材を必要とする場合とする。

【緊援隊応援計画】別紙5-4 「登録車両リスト」

(代表消防機関及び代表消防機関代行)

第4条 代表消防機関を名古屋市消防局とし、代表消防機関代行を豊田市消防本部とする。

(代表消防機関の任務)

第5条 代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 県内応援の要請に関すること。
- (2) 被災地の情報収集に関すること。
- (3) 県内応援派遣本部の設置及び運営に関すること。
- (4) 愛知県防災安全局防災部消防保安課(以下「愛知県」という。)との連絡調整及び情報交換に関すること。

2 代表消防機関が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行がその任務を遂行する。

(県内応援派遣本部)

第6条 要請消防機関が、代表消防機関に県内応援を要請、若しくは県内において県内応援が必要又は必要と予想される災害を代表消防機関が覚知した場合は、速やかに代表消防機関に県内応援派遣本部を設置する。

2 県内応援派遣本部長は、代表消防機関消防長をもって充てる。本部員は、代表消防機関及び愛知県の職員をもって充てる。

3 県内応援派遣本部は、出動部隊がすべて帰署(所)した時点をもって解散する。

(愛知県の任務)

第7条 愛知県の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表消防機関との各種連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (2) 消防庁との各種連絡調整。
- (3) 各消防機関の意見を踏まえて、本基本計画を修正すること。

(情報連絡)

第8条 県内応援に係る情報連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 連絡窓口

県内応援における各消防本部等関係機関の情報連絡窓口は、【緊援隊応援計画】別紙3-1に準ずる。

【緊援隊応援計画】別紙3-1「応援出動時の連絡窓口一覧」

(2) 連絡系統

県内応援における各機関同士の情報連絡系統は、別紙2のとおりとする。

別紙2「情報連絡系統及び方法」

(3) 連絡方法

情報連絡方法は、原則として電話、FAX又は電子メールによるものとする。

ただし、有線断絶時には防災行政無線(高度情報通信ネットワーク)又は主運用波等とする。また、緊急消防援助隊の支援情報共有ツール(SJK)も利用可能とする。

(4) 留意事項

情報連絡系統に記載のない機関等への連絡が必要となるものについては、原則、要請消防機関から必要な連絡先に情報連絡を行うこととする。

第2章 応援要請

(応援要請)

第9条 要請消防機関は、管轄内で発生した災害において県内応援が必要と判断した場合、代表消防機関に県内応援が必要である旨を速やかに電話により連絡する。

2 要請消防機関は、様式1に掲げる事項を把握した段階でFAX(これと併せて電子メールによっても可能とする。)により速やかに代表消防機関へ送付する。なお、様式1に掲げる事項に追加及び変更が生じた場合は、その都度、代表消防機関に様式1を続報として送付する。

様式1「県内応援の要請」

3 代表消防機関は、要請消防機関から要請を受けた場合は、速やかに県内応援派遣本部を設置する。

(応援要請によらない覚知)

第10条 被災地以外の消防本部が、近隣市町村等で県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、速やかに代表消防機関に連絡する。

2 代表消防機関は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、被災地消防本部に連絡し、県内応援の必要性について確認する。

3 代表消防機関は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、速やかに県内応援派遣本部を設置する。

(航空機の応援要請)

第11条 航空機のみを要請する場合は、原則、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」により要請を行うものとする。当該要請は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により名古屋市に対して行う。

2 消防部隊と併せて、航空機が必要と判断した場合は、本協定により要請を行う。

第3章 先遣隊

(先遣隊の派遣)

- 第12条 県内応援派遣本部は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知し、応援部隊規模の把握等に必要と判断した場合は、被災地に先遣隊を派遣する。
- 2 県内応援派遣本部は、電話により該当消防本部に先遣隊の派遣を要請する。
- 3 県内応援派遣本部は、災害の発生状況から判断して、先遣隊が出動する場所(被災地消防本部の指揮本部又は災害現場等)を指示する。

(先遣隊の任務)

- 第13条 先遣隊は、早期に被災地に出動し、災害実態の把握及び情報収集を行い、県内応援に必要な部隊規模及び緊急消防援助隊の派遣の必要性を把握し、県内応援派遣本部に電話等により報告する。

(先遣隊(長)の編成)

- 第14条 先遣隊は、原則、先遣隊登録消防機関から被災地に迅速に出動できる消防本部を県内応援派遣本部が編成する。
- 2 先遣隊は、同一消防本部から先遣隊長1名及び指揮隊1隊で編成する。なお、必要に応じて活動隊を追加で編成する。

(先遣隊登録消防機関)

- 第15条 先遣隊登録消防機関については次のとおりとする。

	消防本部
先遣隊登録消防機関	名古屋市消防局 豊田市消防本部 豊橋市消防本部 岡崎市消防本部 一宮市消防本部 春日井市消防本部 知多中部広域事務組合消防本部 尾三消防本部 衣浦東部広域連合消防局

(航空機による先遣)

- 第16条 県内応援派遣本部は、航空機を運用した先遣による情報収集が有効と判断した場合には、航空機を出動させる。

第4章 県内応援部隊

(県内応援部隊(長)の編成)

第17条 県内応援派遣本部は、原則、【緊援隊応援計画】別紙5に登録されている小隊(以下「登録隊」という。)から、被災地において行う活動に必要な小隊を選定し、県内応援部隊を編成する。

【緊援隊応援計画】別紙5－1 「緊急消防援助隊登録状況」
別紙5－2 「県内消防本部別登録一覧」
別紙5－3 「県内消防本部別出動可能隊数一覧」
別紙5－4 「登録車両リスト」
別紙5－5 「後方支援車両リスト」

- 2 登録隊以外から、県内応援部隊を編成する場合は、県内応援派遣本部が、該当消防本部と調整し編成する。
- 3 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部が指名する。
- 4 県内応援部隊指揮隊は、県内応援部隊長の所属する消防本部から編成する。

(指揮体制)

第18条 県内応援部隊長は、県内応援部隊を統括して被災地に出動するとともに、被災地において指揮者の指揮の下に行動し、県内応援部隊の活動の管理を行う。

- 2 先遣隊が出動している場合、県内応援部隊と合流後は、県内応援部隊に先遣隊を編入する。編入後の、県内応援部隊長については、県内応援派遣本部が指名した者とする。

(航空機の編成)

第19条 県内応援派遣本部は、被災地において、航空機による活動が有効と判断した場合には、要請消防機関からの航空機の要請がなくとも、航空機を編成する。

第5章 出動

(出動準備)

第20条 第9条及び第10条の場合、県内応援派遣本部は、出動可能な隊の把握を行うため、県内各消防本部へFAX及び電子メールで通知する。

様式2 「県内応援部隊の出動準備」

2 前項の場合において、被災地消防本部以外の各消防本部は、県内応援部隊の出動の可否について、県内応援派遣本部へ様式3により直ちにFAX又は電子メールで報告する。

報告期限は、前項の通知を受けてから30分以内とする。

様式3 「県内応援部隊の出動可否報告」

3 ブロック幹事消防機関は、各消防本部へ第1項及び第5項のFAX及び電子メールが届いているかを確認し、結果を県内応援派遣本部に電話で報告する。なお、地区のあるブロックについては、地区幹事消防機関が、地区内の消防本部へ確認を行い、ブロック幹事消防機関へ報告する。ブロック幹事消防機関及び地区幹事消防機関が被災地消防本部に該当する場合は、県内応援派遣本部が、当該ブロック内から代行する消防機関を指名し、指名された消防機関が確認を行う。

【緊援隊応援計画】別紙2「緊急消防援助隊連絡調整ブロック・地区割表」

4 県内応援派遣本部は、第2項の報告結果、災害発生場所、災害発生状況及び応援要請内容等に基づいて、出動部隊の編成を行う。なお、様式3により報告した隊以外の隊を県内応援部隊に編成する場合は、県内応援派遣本部が該当消防本部と調整を行う。

5 県内応援派遣本部は、県内応援の必要がなくなった場合には、県内各消防本部へFAX及び電子メールで通知する。

様式4 「県内応援部隊の出動準備の解除」

(出動要請)

第21条 県内応援派遣本部は、出動させる消防本部に対して県内応援部隊の出動要請を行う(FAX及び電子メールにより県内各消防本部へ送信する。なお、FAX及び電子メールによる送信のいとまがないときは、県内応援派遣本部は口頭により出動要請を行うこととし、その場合には、事後にFAX及び電子メールを送信する)。

様式5 「県内応援部隊の出動」

(出動)

第22条 出動要請を受けた消防本部は、速やかに小隊を出動させる。

2 小隊を出動させる消防本部は、様式6を県内応援派遣本部あて電子メールで速やかに報告する。

様式6 「県内応援部隊の出動隊名及び隊員名簿等の報告」

(各隊の携行資機材等)

第23条 出動時における各隊の携行資機材等を次のとおりとする。

(1) 各隊の任務を遂行する上で必要な資機材

- (2) 食料、飲料水、着替え等の個人資機材(原則として 24 時間活動可能なもの)
※ 食料については行動食を中心とし、調理の必要がない簡易なものを努めて準備する。
- (3) 携帯無線機、携帯電話、衛星携帯電話等(衛星携帯電話は、保有している場合)
- (4) 緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)可搬型端末器(保有している場合)
- (5) その他応援活動時に必要と思えるもの(例:現金、予備燃料、給油カード等)

(集結場所への集結)

- 第24条 県内応援派遣本部は、要請消防機関と調整して集結場所を決定する。
- 2 県内応援派遣本部は、各消防本部に対して県内応援部隊の集結場所、集結時間等を様式5に記載して連絡する。
様式5「県内応援部隊の出動」
- 3 集結場所において、県内応援部隊指揮隊が集結確認を実施する。
 - 4 各小隊長は、交通事故や渋滞等により、集結が不能又は集結時間より大幅に遅延する場合は、その旨を県内応援派遣本部へ報告する。
 - 5 県内応援部隊指揮隊は、全体の集結完了後、県内応援派遣本部へ集結完了の報告をする。
 - 6 集結場所に到着した際に、受援市町村の消防職員等がいる場合には、各種情報を聴取する。
 - 7 県内応援部隊長より先に集結場所に到着した場合、県内応援部隊長の到着を待ち、その後は県内応援部隊長と行動するものとする。なお、県内応援部隊長が集結場所から出動後に集結場所に到着する隊は、集結場所を経由することなく、県内応援部隊長から直接、被災地に出動する指示を受けるものとする。

(被災地への進出)

- 第25条 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部と連携して情報収集に努め、次の項目を各隊へ周知徹底し、被災地へ進出する。
- (1) 被災地の被害概要、被災範囲等
 - (2) 県内応援部隊の活動地域及び任務
 - (3) 県内応援部隊の活動方針
 - (4) 指揮命令系統(部隊編成等)
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 活動報告要領
 - (7) 各隊員の健康状態、各隊の資機材・燃料確認

(被災地到着)

- 第26条 県内応援部隊長は、被災地に到着したときは、速やかに部隊の内訳、人員、資機材等を指揮者に報告し、次に掲げる事項について確認をする。
- (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統

(6) その他活動上必要な事項

(情報共有)

第27条 被災地へ出動する部隊は、緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)及び支援情報共有ツール(SJK)を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

2 県内応援派遣本部及び被災地消防本部は緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)及び支援情報共有ツール(SJK)を活用し、被害状況及び部隊の活動状況等について情報共有に努めるものとする。

第6章 現場活動

(無線通信運用体制及び情報収集)

- 第28条 各隊は各消防本部からの出動の際、主運用波に切替える。
- 2 各消防本部は、可能な限り主運用波を傍受し、県内応援部隊の動向を把握する。
 - 3 必要に応じて県内応援部隊保有のトランシーバーを活用する。
 - 4 無線の呼び出し及び用語は次のとおりとする。
 - (1) 県内応援部隊内における無線交信の際には、原則として電波法に基づき許可を受けた無線呼び出し名称を使用し、必要に応じて相手の所属、任務等が認識できる名称を付する。
(例 「●●61 愛知県内応援部隊長」、「●●1 岡崎消火小隊」等)
 - (2) 各消防本部が独自に使用している無線用語を避け、共通認識が可能な表現で無線交信をする。

(解毒剤自動注射器の使用に係る運用)

- 第29条 解毒剤自動注射器の運用が必要となった場合には、本基本計画に基づき応援要請等を行うとともに、運用方法については、令和3年12月14日付け消防参第257号「化学災害・テロ時における解毒剤自動注射器の使用に係る運用要領等の改正について(通知)」及び別紙1「解毒剤自動注射器の使用に係る運用要領」に従い行うものとする。

(航空機の運用)

- 第30条 県内応援部隊長又は県内応援指揮支援隊長が航空機による活動を必要と判断した場合は、県内応援派遣本部に活動場所及び活動内容と併せて航空機の要請を行う。
- 2 航空機が現場活動を行う際は、県内応援部隊長と連携を密にして現場活動を行う。

(応援の始期及び終期)

- 第31条 応援の始期及び終期については次のとおりとする。

- (1) 応援の始期は、応援隊が常備配置消防署(所)から出動した時点とする。なお、県内応援部隊が消防署(所)以外にある場合は、応援要請を受け応援出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が帰署(所)した時点とする。

(応援の中止)

- 第32条 応援消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援消防機関の長は、県内応援派遣本部に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

第7章 応援活動の終了及び報告

(活動終了)

- 第33条 要請消防機関は災害の状況等を総合的に勘案し、県内応援部隊の活動終了を判断するものとし、県内応援派遣本部にその旨を報告する。
- 2 県内応援派遣本部は、要請消防機関からの活動終了の旨の連絡を受け、県内応援部隊の引き揚げを決定し、速やかに県内応援部隊長へその旨を連絡する。
 - 3 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部からの引き揚げ決定の連絡を受け、被災地における活動を終了するものとする。
 - 4 県内応援部隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、次に掲げる事項を指揮者に報告し、指揮者の了承を得て引き揚げる。
 - (1) 県内応援部隊の活動概要(時間、場所、隊数等)
 - (2) 活動上の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両・資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
 - 5 県内応援部隊長は、引き揚げ時に、各隊に対し人員及び資機材の点検を実施させ、異常の有無等を報告させる。
 - 6 県内応援部隊長は、引き揚げを県内応援派遣本部へ連絡し、県内応援派遣本部は愛知県及び各消防本部にその旨を連絡する。
 - 7 航空小隊については上記第4項で定められた報告を、名古屋市消防航空隊長が県内応援派遣本部に直接行う。

(帰署報告)

- 第34条 県内応援部隊が被災地から帰署(所)した場合には、当該部隊の所属消防本部は、「消防本部名、帰署(所)時間及び異常の有無」を、県内応援派遣本部へ電子メールで速やかに報告する。
- 2 県内応援派遣本部は、全部隊が帰署(所)したことを確認し、その旨、愛知県へ報告する。

(報告)

- 第35条 要請消防機関は、事後速やかに様式7を作成し、代表消防機関へ電子メールにて報告する。
様式7「県内応援受援報告書」
- 2 応援消防機関は、事後速やかに様式8を応援部隊ごとに取りまとめ、代表消防機関へ電子メールにて報告する。
様式8「県内応援活動報告書」

第8章 県内応援派遣本部

(県内応援派遣本部の任務)

第36条 県内応援派遣本部の任務については、次のとおりとする。

- (1) 要請消防機関との各種連絡調整
- (2) 県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合の被災地消防本部との各種連絡調整
- (3) 県内応援に關係する県内各消防本部との各種連絡調整
- (4) 県内応援部隊、先遣隊及び県内応援指揮支援隊の編成、出動について
- (5) 県内応援部隊長、先遣隊長及び県内応援指揮支援隊長との各種連絡調整
- (6) 県内応援部隊の出動、集結及び活動に係る調整
- (7) 交替部隊及び増援部隊の派遣に関する調整
- (8) 各消防本部で調達が困難な資機材の確保や車両、人員の輸送手段に係る調整
- (9) 県内応援部隊の活動記録の集約、整理
- (10) 県内各消防本部に対する県内応援に関する情報提供
- (11) 県内において緊急消防援助隊を受援する場合における、消防応援活動調整本部との各種連絡調整
- (12) 県内応援部隊の活動が長期化する見込みの場合における、後方支援体制の調整(後方支援については、原則、緊援隊応援計画に準ずる)
- (13) リエゾンの派遣について
- (14) 愛知県との各種連絡調整
- (15) 航空機の運用及び調整
- (16) その他必要な事項

(県内応援に関する連絡)

第37条 県内応援派遣本部は、該当する様式の他、県内応援に関して各消防本部に連絡する事項がある場合は、様式9を活用する。

様式9 「県内応援に係る連絡」

第9章 県内応援指揮支援隊

(県内応援指揮支援隊の任務)

第38条 被災地における県内応援部隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うこと。

(県内応援指揮支援隊長の任務)

第39条 県内応援指揮支援隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における県内応援部隊の活動管理を行うこと。

(県内応援指揮支援隊の編成及び出動)

第40条 県内応援派遣本部は、被災地の災害状況及び緊急消防援助隊の受援状況等から必要に応じて県内応援指揮支援隊を編成し被災地消防本部の指揮本部等に出動させる。

2 県内応援指揮支援隊は、緊援隊応援計画における指揮支援隊に準じて名古屋市消防局により編成する。

第10章 その他

(緊急消防援助隊の受援)

第41条 被災地において県内応援を行い、かつ、緊急消防援助隊を受援する場合は、本計画の他、愛知県緊急消防援助隊受援計画に基づき活動する。

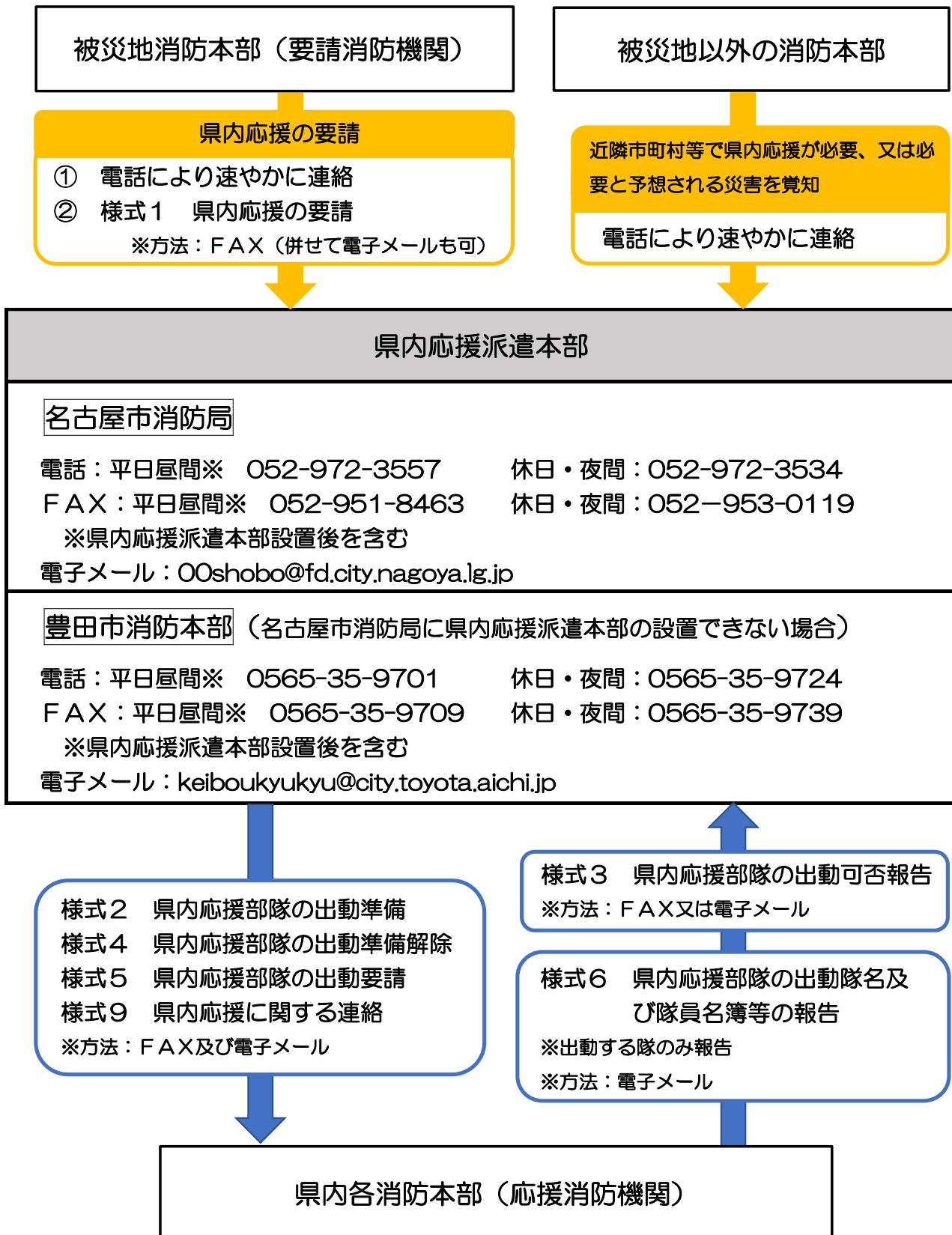
(経費の負担)

第42条 応援に要する経費の負担については、協定に記載のとおりとする。

愛知県消防広域応援基本計画における用語の定義

No.	用語	内容
1	県内応援	本計画に基づき、県内広域応援を行うこと。
2	県内応援部隊	本計画に基づき、被災地に出動する部隊
3	代表消防機関	県内応援派遣本部を設置し、県内応援の要請、編成、出動等に関する連絡調整を県内各消防本部及び愛知県と行う消防機関。名古屋市消防局。
4	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関。豊田市消防本部。
5	被災地消防本部	県内応援を必要とする災害が発生又は発生が予想される区域を管轄する消防本部。
6	要請消防機関	大規模災害等の発生した県内の市町村等の消防機関で、県内応援を要請又は要請しようとする消防機関。
7	応援消防機関	県内応援を実施又は実施しようとする消防機関。
8	県内応援派遣本部	県内応援のため関係機関と連絡調整を行うために設置するもの。代表消防機関に設置。
9	ブロック幹事消防機関 (地区幹事消防機関)	ブロック(地区)内の県内応援部隊の出動準備に係る様式が届いているかを確認し、その結果を県内応援派遣本部に電話で報告する消防機関をいう。ブロック(地区)分け及びブロック(地区)幹事消防機関については、緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画に準ずる。
10	指揮者	被災地域を管轄する市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。
11	県内応援部隊長	県内応援部隊を統括して被災地へ出動するとともに、指揮者の指揮の下、被災地における県内応援部隊の活動を管理することを任務とする者。
12	先遣隊	県内応援部隊として早期に被災地に出動し、災害実態の把握及び情報収集を行い、県内応援に必要な部隊規模及び緊急消防援助隊の派遣の必要性を把握する部隊。
13	先遣隊長	先遣隊を統括して被災地へ出動する者。
14	集結場所	県内応援部隊が、被災地に進出する前に、被災地市町村又はその隣接地域内において集結する場所。
15	県内応援指揮支援隊	被災地における県内応援部隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動を行うことを任務とする隊。
16	県内応援指揮支援隊長	県内応援指揮支援隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における県内応援部隊の活動管理を任務とする者。
17	リエゾン	県内応援派遣本部から被災地に派遣され、災害実態の把握及び情報収集を行う者。

情報連絡系統及び方法



県内応援の要請

応援要請(第 報)

年 月 日 時 分

県内応援派遣本部長 殿

(要請消防機関の長)

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により、 年 月 日 時 分に電話で行った県内応援の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	年 月 日 時 分頃
災害発生場所	
災害の状況	
必要とする車両 資機材 (種別・数量)	
応援隊の 主な任務	
集結場所	
その他	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
電子メール			

県内応援部隊の出動準備

年　月　日　時　分

関係市町村長

関係消防一部事務組合管理者 殿

衣浦東部広域連合長

県内応援派遣本部長

下記1の災害が発生しましたので、貴消防本部登録部隊の出動準備をお願いします。

なお、被災地消防機関以外の全消防本部は、県内応援部隊の出動可否報告を本通知を受信後、30分以内に別添様式3により県内応援派遣本部あてにFAX又は電子メールにて報告をしてください。

記

1 災害概要

発生日時	令和　年　月　日　時　分頃
発生場所	
災害の状況	

2 報告を行う必要がある部隊(下記の★印の部隊)

部隊種別	★印	部隊種別	★印
指揮隊		後方支援小隊	
消火小隊		通信支援小隊	
救助小隊		特殊装備小隊	
救急小隊		その他の小隊	

3 特記事項

問い合わせ先　名古屋市消防局 消防部消防課消防係
 電話 052-972-3557 防災行政無線電話 (各消防本部発信番号) +700-6300
 FAX 052-951-8463 防災行政無線FAX 700-5555 (専用機は発信番号不要)
 電子メール 00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp

県内応援部隊の出動可否報告

県内応援派遣本部 殿

年 月 日 時 分

(消防本部名)

月 日 時 分の「県内応援部隊の出動準備」について、下記のとおり隊の出動可否を報告します。

記

1 出動不能隊

出動不能な隊がある場合は、消防本部名の右側の枠に×を付す。

※印消防本部は、他の小隊と重複していることから、出動可能な隊を選択し、出動不能な消防本部名の右側の枠に×を付す。

指揮隊	
1	名古屋
2	豊田

消火小隊		
名古屋	1	名古屋
	2	名古屋
	3	名古屋
	4	名古屋
	5	名古屋
	6	名古屋
尾張西部	7	※一宮
	8	※江南
	9	※小牧
	10	※稲沢
	11	※岩倉
	12	※丹羽広域
尾張東部	13	※西春日井
	14	瀬戸
	15	※春日井
	16	※尾張旭
	17	※尾三
	18	※津島
海部	19	愛西
	20	海部東部
	21	※海部南部
	22	東海
	23	※大府
	24	知多
知多	25	知多中部
	26	※知多南部
	27	岡崎
	28	豊田
	29	西尾
	30	※衣浦東部(屈)
西三河	31	豊川
	32	※蒲郡
	33	※蒲原
	34	※新城市
	35	※豊橋
	36	※豊橋
東三河	37	※豊原

救助小隊	
1	名古屋
2	名古屋
3	名古屋
4	名古屋
5	豊橋
6	岡崎
7	衣浦東部
8	一宮
9	春日井
10	※津島
11	豊田
12	西春日井
津波・大規模風水害対策車両	
1	※海部南部

救急小隊	
名古屋	1
尾張西部	2
東部	3
海部	4
知多	5
西三河	6
東三河	7

通信支援小隊	
1	名古屋
ドローン	1

特殊装備小隊	
重機	1
はしご(屈折はしご)	2
1	※尾張旭
2	豊田
3	岡崎
4	※衣浦東部(屈)
5	※豊川
6	※蒲郡
7	※一宮
8	※豊橋
大型水槽車	1
2	※衣浦東部
3	※犬山
大型水陸両用車	1
1	岡崎
中型水陸両用車	1
1	豊橋

後方支援小隊	
名古屋	1
尾張西部	2
東部	3
海部	4
知多	5
西三河	6
東三河	7

* 一宮及び衣浦東部の後方支援小隊は、

 高機能救命ボートを積載すること。 資機材搬送車とすること。

2 上記以外の出動可能隊

上記1の出動不能隊の一覧に記載以外の隊で出動可能な隊がある場合は、部隊種別及び出動可能隊数を記載。
(記載例: 消火小隊3隊、救助小隊1隊、特殊装備小隊(大型水槽車)1隊)

※出動準備の通知を受信後、30分以内にFAX又は電子メールで報告

報告先:名古屋市消防局消防部消防課消防係

FAX:052-951-8463 電子メール:00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp

県内応援部隊の出動準備の解除

年 月 日 時 分

関係市町村長
関係消防一部事務組合管理者 殿
衣浦東部広域連合長

県内応援部隊派遣本部長

県内応援部隊の出動準備の解除について

下記の災害に係る県内応援部隊の出動準備について、県内応援の必要がなくなったため出動準備を解除します。

記

発生日時	令和 年 月 日 時 分頃
発生場所	
災害の状況	

特記事項	
------	--

問い合わせ先	名古屋市消防局 消防部消防課消防係	
電話	052-972-3557	防災行政無線電話 (各消防本部発信番号) +700-6300
FAX	052-951-8463	防災行政無線FAX 700-5555 (専用機は発信番号不要)
電子メール	00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp	

県内応援部隊の出動【第 報】

年 月 日 時 分

関係市町村長

関係消防一部事務組合管理者 殿

衣浦東部広域連合長

県内応援部隊派遣本部長

県内応援部隊の出動について

愛知県内広域消防相互応援協定に基づき、 年 月 日 時 分に(要請消防機関)から県内応援の要請がありましたので、下記のとおり出動してください。

また、出動隊名及び隊員名簿等(様式6)について、速やかに県内応援派遣本部(名古屋市消防局:00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp)あて電子メールにて報告してください。

1 災害概要

記

発生日時	令和 年 月 日 時 分頃
発生場所	
災害の状況	

2 出動先等

集結場所	
集結時間	

3 出動する部隊(別紙 出動部隊一覧表のとおり)

部隊種別	隊数	部隊種別	隊数
指揮隊		後方支援小隊	
消火小隊		通信支援小隊	
救助小隊		特殊装備小隊	
救急小隊		その他の小隊	

4 特記事項

問い合わせ先 名古屋市消防局 消防部消防課消防係 電話 052-972-3557 防災行政無線電話 (各消防本部発信番号) +700-6300 FAX 052-951-8463 防災行政無線FAX 700-5555 (専用機は発信番号不要) 電子メール 00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp
--

年 月 日 時 分
第 報

別紙(出動部隊一覧表)

ブロツク・地区	No.	消防本部名	指揮支援隊	指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊装備小隊			その他の小隊				
			重機	はしご車	大型水槽車	水陸両用車											
	1	名古屋市消防局															
尾張西部	2	一宮市消防本部															
	3	犬山市消防本部															
	4	江南市消防本部															
	5	小牧市消防本部															
	6	稻沢市消防本部															
	7	岩倉市消防本部															
	8	丹羽広域事務組合消防本部															
	9	西春日井広域事務組合消防本部															
	10	瀬戸市消防本部															
尾張東部	11	春日井市消防本部															
	12	尾張旭市消防本部															
	13	尾三消防本部															
	14	津島市消防本部															
海部	15	愛西市消防本部															
	16	蟹江町消防本部															
	17	海部東部消防組合消防本部															
	18	海部南部消防組合消防本部															
	19	常滑市消防本部															
知多	20	東海市消防本部															
	21	大府市消防本部															
	22	知多市消防本部															
	23	知多中部広域事務組合消防本部															
	24	知多南部消防組合消防本部															
	25	岡崎市消防本部															
西三河	26	豊田市消防本部															
	27	西尾市消防本部															
	28	幸田町消防本部															
	29	衣浦東部広域連合消防局															
	30	豊橋市消防本部															
東三河	31	豊川市消防本部															
	32	蒲郡市消防本部															
	33	新城市消防本部															
	34	田原市消防本部															
	合計																

【特記事項】

県内応援部隊の出動隊名及び隊員名簿等の報告

県内応援派遣本部 殿
(名古屋市消防局)

(消防本部名)

県内応援部隊に係る出動隊名及び隊員名簿等について

「県内応援部隊の出動」第 報に係る出動隊名及び隊員名簿等を下記のとおり報告します。

1 出動した部隊種別と隊数

記

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
指揮隊	
消火小隊	
救助小隊	
救急小隊	
後方支援小隊	
通信支援小隊	

部隊種別	隊数
特殊装備小隊	

部隊種別	隊数
その他の小隊	

2 出動隊員等

部隊種別				
無線呼び出し名称				
連絡先（携帯電話）				
階級	氏名	年齢	血液型	
隊長				
機関員				
隊員				

部隊種別				
無線呼び出し名称				
連絡先（携帯電話）				
階級	氏名	年齢	血液型	
隊長				
機関員				
隊員				

部隊種別				
無線呼び出し名称				
連絡先（携帯電話）				
階級	氏名	年齢	血液型	
隊長				
機関員				
隊員				

部隊種別				
無線呼び出し名称				
連絡先（携帯電話）				
階級	氏名	年齢	血液型	
隊長				
機関員				
隊員				

3 県内応援派遣本部との連絡窓口

消防本部名	事務担当者名	連絡先
		TEL FAX 電子メール

※ 本様式を県内応援派遣本部へ電子メールにより送信すること。

回報先	県内応援派遣本部（名古屋市消防局内）
電子メールアドレス	00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp
防災行政無線FAX	（無線専用電話から） 700 - 5555（発信番号不要）

県内応援受援報告書

名古屋市消防局 殿

年 月 日

(消 防 本 部 名)

災害発生場所	
災害発生日時	
災害概要	
被害状況	
応援要請日時	○○ 年 月 日 時 分
全体引揚了日時	○○ 年 月 日 時 分
応援車両 ・資機材	
県内応援部隊 活動概要	
その他 特記事項	

県内応援活動報告書

名古屋市消防局 殿

年 月 日

(消防本部名)

出動部隊名	(消防本部名)○○小隊					
応援開始日時	年 月 日 時 分					
応援終了日時	年 月 日 時 分					
出動車両						
出動人員		階級	氏名		階級	氏名
	隊長			隊員		
	機関員			隊員		
	隊員			隊員		
使用資機材						
活動場所						
活動内容						
その他 特記事項						

県内応援に係る連絡

愛知県内各消防本部 殿

年 月 日 時 分
第 報

県内応援部隊派遣本部

以下の通り連絡します。

件名 :

問い合わせ先 名古屋市消防局 消防部消防課消防係
電話 052-972-3557 防災行政無線電話 (各消防本部発信番号) +700-6300
FAX 052-951-8463 防災行政無線FAX 700-5555 (専用機は発信番号不要)
電子メール 00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp

緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画に定める別紙・一部抜粋

緊急消防援助隊連絡調整ブロック・地区割表

ブロック	地区	構成消防本部(局)					
名古屋	-	◎ 名古屋市					
尾張	尾張西部	◎ 一宮市 丹羽 広域事務組合	犬山市 西春日井 広域事務組合	江南市	小牧市	稻沢市	岩倉市
	尾張東部	○ 春日井市	瀬戸市	尾張旭市	尾三 消防組合		
海部・知多	海部	◎ 愛西市	津島市	蟹江町	海部東部 消防組合	海部南部 消防組合	
	知多	○ 東海市	常滑市	大府市	知多市	知多中部 広域事務組合	知多南部 消防組合
西三河	-	◎ 幸田町	岡崎市	豊田市	西尾市	衣浦東部 広域連合	
東三河	-	◎ 豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	

◎は、ブロック幹事消防機関(愛知県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事と同一)

○は、地区幹事消防機関

※ ブロック幹事及び地区幹事消防機関の任期(令和2年4月1日～令和6年3月31日)

※ 一宮市、愛西市は、地区幹事も兼務

応援出動時の連絡窓口一覧

関係機関名 ◎印…ブロック幹事消防機関 ○印…地区幹事消防機関	時間帯別	連絡窓口	N T T回線		防災行政無線（高度情報通信N）		無線呼出名称	メールアドレス
			電話	F A X	無線電話	無線F A X		
消防庁	消防庁広域応援室	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537 03-5253-7552	消防防災無線 92-9049013	消防防災無線 92-9049033	-
		夜間		03-5253-7777	03-5253-7553	92-9049101	92-9049036	
愛知県	愛知県防災安全局防災部	昼間	消防保安課 救急・救助グループ	052-954-6141	052-954-6913	600-2539, 2548	600-4613	shobohoan@pref.aichi.lg.jp
		夜間		052-954-6844	052-954-6995	600-5250	600-4695	
名古屋 ブロック	◎ 名古屋市消防局	平日昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	700-6300	700-5555	なごやしょうばう 00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp
		休日・夜間	指令課	052-972-3534	052-953-0119			
尾 張 ブ ロ ッ ク	◎ 一宮市消防本部	昼間	通信指令課 (一宮市・稻沢市消防 指令センター)	0586-72-1191	0586-71-1192	8302-31	8302-11	にしおわりしけい f-tsushin@city.ichinomiya.lg.jp
		夜間						
	犬山市消防本部	昼間	犬山市消防署	0568-65-0119	0568-62-4407	8313-31	8313-11	いぬやましょうばう 060306@city.inuyama.lg.jp
		夜間						
	江南市消防本部	昼間	指令室	0587-55-2258	0587-53-0119	066	こうなんしょうばう shobo@city.konan.lg.jp	
		夜間						
	小牧市消防本部	昼間	小牧市消防署	0568-76-0119	0568-73-5614	067	こまきしょうばう shobosho@city.komaki.lg.jp	
		夜間						
	稻沢市消防本部	昼間	稻沢市消防署	0587-22-0119	0587-22-2130	8340-31	8340-11	いなざわしょうばういち fs-keibo@city.inazawa.lg.jp
		夜間						
	岩倉市消防本部	昼間	消防署通信担当	0587-37-5333	0587-37-1220	8325-31	8325-11	いわくらしょうばう shobosho@city.iwakura.lg.jp
		夜間						
	丹羽広域事務組合 消防本部	昼間	消防署通信担当	0587-95-5151	0587-95-5157	8341-31	8341-11	にわしょうばう niwa119@ruby.ocn.ne.jp
		夜間						
	西春日井広域事務 組合消防本部	平日昼間	消防課	0568-22-4954	0568-26-7201	8334-31	8334-11	にしかすがいしょうばう seishunkouiki-119-3@proof.ocn.ne.jp
		夜間・休日	東消防署	0568-22-2511	0568-23-7979			
	瀬戸市消防本部	昼間	通信指令室	0561-85-1119	0561-85-0441		せとあさひしけい tsusin@city.seto.lg.jp	
		夜間						
	○ 春日井市消防本部	昼間	通信指令室	0568-82-0119	0568-85-1243	064	かすがいしょうばう tsusin@city.kasugai.lg.jp	
		夜間						
	尾張旭市消防本部	昼間	尾張旭市消防署	0561-51-0119	0561-52-0119	8323-31	8323-11	おわりあさひしょうばう syobosy@city.owariasahi.lg.jp
		夜間						
	尾三消防本部	昼間	指令課	0561-38-5119	0561-38-4119	8339-31	8339-11	びさんしょうばう shirei@bisan-fd.togo.aichi.jp
		夜間						

応援出動時の連絡窓口一覧

関係機関名 ○印: フック 鈴鹿消防機関 ○印: 地区幹事消防機関	時間帯別	連絡窓口		NTT回線		防災行政無線 (高度情報通信N)		無線呼出名称	メールアドレス
		電話	FAX	無線電話	無線FAX				
津島市消防本部	昼間 夜間	警防通言室	0567-23-0119	0567-28-3341	071	8306-11	つしましょうまう	shoubou@city.tsushima.lg.jp	
○ 愛西市消防本部	昼間 夜間	警備課	0567-26-1100	0567-26-1347	072	8337-11	あいさいしょうまう	syobo-honbu@cityaisai.lg.jp	
蟹江町消防本部	昼間 夜間	通信室	0567-95-5121	0567-96-6369	8329-31	8329-11	かにえしょうまう	shobohan@town.kanie.lg.jp	
海部東部消防組合	昼間 夜間	情報通言室	052-442-0119	052-442-3180	8336-31	8336-11	あまとうしおしょうまう	honbu@amatobu-119.jp	
海部南部消防組合	昼間 夜間	通信指令室	0567-52-0119	0567-52-3114	092		あまなんしおしょうまう	amananbu@ama119.jp	
海 知 常滑市消防本部	昼間 夜間	情報管理室	0569-35-7100	0569-34-8777	8314-31	8314-11	とこなしおしょうまう	syobosyo@city.tokoname.lg.jp	
○ 東海市消防本部	昼間 夜間	東海市消防署	0562-36-0119	0562-32-3935	8319-31	8319-11	とうかいしおしょうまう	kelbou@city.tokai.lg.jp	
大府市消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0562-47-0119	0562-47-2398	8320-31	8320-11	おおぶしおしょうまう	obu-shirei119@city.obu.lg.jp	
知多市消防本部	昼間 夜間	知多市消防署	0562-56-0119	0562-56-3399	8321-31	8321-11	ちたしおしょうまう	shoubou@city.chita.lg.jp	
知多中部広域事務組合	昼間 夜間	消防課	0569-21-1492	0569-22-7420	8333-31	8333-11	ちたちゅうしおしょうまう	handa119@cac-net.ne.jp	
知多南部消防組合	昼間 夜間	通信指令室	0569-64-0119	0569-62-2112	8343-31	8343-11	ちだなんしおしょうまう	chitanan@tac-net.ne.jp	
岡崎市消防本部	昼間 夜間	共同通信課	0564-21-5151	0564-26-0373	078		おかごうしれい	shirei@city.okazaki.lg.jp	
西三河プロック	平日昼間 夜間・休日	警防急救課 指令課	0565-35-9701 0565-35-9724	0565-35-9709 0565-35-9739	8309-31	8309-11	とよしたしおしょうまう	keiboukyukyu@city.toyota.aichi.jp	
西尾市消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0563-56-2110	0563-57-1717	079		にしおしょうまう	shirei@city.nishio.lg.jp	
○ 幸田町消防本部	昼間 夜間	幸田町消防署	0564-63-0119	0564-63-1119	080		こうたしおしょうまう	syobo-fd@town.kota.lg.jp	
本浦東部広域連合	昼間 夜間	消防局通信指令課	0566-63-0138	0566-63-5731	8308-31	8308-11	きぬとうしおしょうまう	tsuuushin@union.kinutoh.lg.jp	
○ 豊橋市消防本部	昼間 夜間	通信指令課	0532-51-2075	0532-56-0033	8300-31	8300-11	とよはしおしょうまう	tsushin@city.toyohashi.lg.jp	
豊川市消防本部	昼間 夜間	豊川市消防署	0533-89-0119	0533-89-1414	084		とよかわしおしょうまう	shobosho@city.toyokawa.lg.jp	
東三河プロック	蒲郡市消防本部 新城市消防本部	蒲郡市消防署 新城市消防指令室	0533-68-5119 0536-22-1119	0533-68-5129 0536-22-4820	8312-31 8318-31	8312-11 8318-11	がまごおりしおしょうまう しんじしおしょうまう	gamatsu@city.gamagori.lg.jp shinshiro-shirei@shinshiro-fd.jp	
田原市消防本部	昼間 夜間	指揮課	0531-23-0119	0531-23-2440	8331-31	8331-11	たはらしおしょうまう	tusin@city.tahara.aichi.jp	

愛知県内広域消防相互応援協定の写し

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長	松原武久
豊橋市長	早川勝
岡崎市長	柴田紘一
一宮市長	谷一夫
瀬戸市長	増岡錦也
知多中部広域事務組合管理者半田市長	榎原伊三
春日井市長	鵜飼一郎
豊川市長	中野勝之
津島市長	水谷尚
豊田市長	鈴木公平
西尾市長	本田忠彦
蒲郡市長	金原久雄
犬山市長	石田芳弘
常滑市長	石橋誠晃
江南市長	大池良平
尾西市長	大島晋作
小牧市長	中野直輝
稻沢中島広域事務組合管理者	服部幸道
新城市長	山本芳央
東海市長	鈴木淳雄
大府市長	福島務
知多市長	加藤功
尾張旭市長	谷口幸治
岩倉市長	石黒靖明
豊明市長	都筑龍治
長久手町長	加藤梅雄

木曽川町長	山 口 昭 雄
蟹江町長	佐 藤 篤 松
幸田町長	近 藤 徳 光
田原町長	白 井 孝 市
渥美町長	山 本 道 雄
衣浦東部広域連合長	永 田 太 三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬 保
海部東部消防組合管理者	条 野 章
尾三消防組合管理者	久 野 知 英
海部南部消防組合管理者	佐 野 峰 夫
海部西部広域事務組合管理者	鷲 野 聰 明
丹羽広域事務組合管理者	河 田 幸 男
幡豆郡消防組合管理者	大 河 内 光 行
知多南部消防組合管理者	齋 藤 宏 一
あすけ地域消防組合管理者	太 田 雅 清

主な市町村消防相互応援協定等締結状況

県防災安全局防災部消防保安課
2023年4月1日現在

愛知県内広域消防相互応援協定
(愛知県内市町村組合消防本部)

消防相互応援協定

(名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、東海市、大府市、尾張旭市、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、犬山市、江南市、岩倉市、西春日井広域事務組合)

尾張西北部地区消防相互応援協定

(一宮市、江南市、稻沢市、岩倉市、西春日井広域事務組合、丹羽広域事務組合)

海部地方消防相互応援協定関係市町村

(津島市、愛西市、蟹江町、弥富市、あま市、大治町、飛島村、海部東部消防組合、海部南部消防組合)

西三河地区消防相互応援協定

(岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町、衣浦東部広域連合、尾三消防組合)

東三河地区消防相互応援協定

(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市)

木曽川流域消防相互応援協定

(一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、丹羽広域事務組合、羽島市、各務原市、海津市、羽島郡広域連合)

愛知県下高速道路における消防相互応援協定

(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、豊田市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、愛西市、蟹江町、西春日井広域事務組合、海部東部消防組合、海部南部消防組合、尾三消防組合、衣浦東部広域連合)

高速道路における消防相互応援協定

(一宮市、小牧市、稻沢市、岩倉市、岐阜県羽島市、大垣消防組合)

高速道路における消防相互応援協定

(一宮市、岐阜県岐阜市、各務原市、羽島郡広域連合、中濃消防組合)

県道名古屋半田線（知多半島道路に限る。）における消防相互応援協定

(名古屋市、東海市、大府市、知多中部広域事務組合)

自動車専用道路県道半田南知多公園線における消防相互応援協定

(常滑市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合)

自動車専用道路知多横断道路における消防相互応援協定

(常滑市、知多中部広域事務組合)

知多地域消防相互応援協定

(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合)

中部国際空港消防相互応援協定

(名古屋市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合)

新城市及び南信州広域連合消防相互応援協定

(新城市、南信州広域連合)

浜松市、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の消防相互応援協定

(浜松市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村)

新城市・浜松市消防相互応援協定

(新城市、浜松市)

東名高速道路における消防相互応援協定

(浜松市、新城市、豊橋市、豊川市)

新高速道路における消防相互応援協定

(浜松市、新城市)

愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定

(名古屋市、西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市)

○愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めるに關し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

大 村 秀 章

市町村等の長の職 氏 名

愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、愛知県（以下「甲」という。）は、防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を名古屋市（以下「乙」という。）に委託する。

（1）消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定による甲の区域内の市町村に対する消防の支援に関する事務

（2）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第46条第2項及び第50条第2項の規定による災害予防及び災害応急対策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務

（3）石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第4条の規定による特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のために必要な施策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務

（4）前3号に掲げるもののほか、協議会（ヘリコプターの運航に関する連絡調整等が行われ、並びに甲、甲の区域内の市町村並びに当該市町村の消防の一部事務組合及び広域連合から構成される協議会をいう。）における協議により定める事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

（経理）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしなければならない。

（会議）

第5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

(財産の使用)

第7条 甲は、甲の管理する財産であって乙と協議して定めるものを、委託事務の管理及び執行の用に供するため、乙に無償で使用させるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

災害時における隊友会の協力に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会愛知県隊友会（以下「乙」という。）とは、乙が、大規模な災害等から県民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知県内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を依頼する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合に、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を依頼することができる。

- （1）災害時における被害情報、救援情報、その他必要と認められる情報の提供
- （2）災害対策基本法の規定に基づく災害応急対策に必要な援助
- （3）その他必要と認められる業務

（協力の依頼）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を依頼するときは、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で依頼し、その後、速やかに当該文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して依頼した協力の必要がなくなったときは、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第4条 乙は、甲の依頼を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲が、乙に対して前2条による協力の依頼を行う場合、甲は、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が協力をを行うために要した経費については、乙の負担とする。

（第三者等に対する損害）

第6条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、第2条及び第3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第7条 乙は、この協力を実施するにあたり、乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。

2 乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年 9月28日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目一番二号
愛知県

代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市天白区古川町一番地
公益社団法人隊友会愛知県隊友会

会長 石黒邦好

愛知県と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が災害対策基本法に規定する指定公共機関としての責務を果たすとともに、甲が行う災害時における災害応急対策業務や、平常時における県民が安心して生活できる地域社会づくりに対し、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して取り組むことで、愛知県民の生活・福祉の向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、取り組むものとする。

- (1) 災害応急対策の実施に関すること
- (2) 廃棄物の不法投棄等の防止に関すること
- (3) 高齢者等の見守りに関すること
- (4) 道路の健全な維持に関すること
- (5) その他、地域の活性化・県民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月26日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事

大村秀章 (本人署名)

乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

日本郵便株式会社

代表者 日本郵便株式会社

代表取締役副社長兼

執行役員上級副社長

米澤友宏 (本人署名)

災害時における支援に関する覚書

愛知県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、「愛知県と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書（以下「協定」という。）」第2条第1項第1号に掲げる連携事項の実施に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この覚書は、愛知県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、災害救助法その他の関係法令に定める災害予防、災害応急対策等防災に關しとるべき措置のほか、必要とする措置を甲と乙が相互に協力し、円滑に遂行することにより、迅速な災害応急対策の実現を図ることを目的とする。

（対象災害）

第2条 協定に基づく連携を行う災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、愛知県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の事項について必要が生じたときは、相互に別紙により要請するものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (2) 被災住民等の避難及び物資の配送等に対する、乙が保有する資機材の提供及び乙の社員による協力
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (5) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 郵便外務員による郵便物の送達業務遂行上に発見した異常等の通報
- (7) 郵便外務員による郵便物の送達業務遂行上に知り得た避難所外避難者に関する情報の提供
- (8) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（実施の協力）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、業務に支障のない範囲で協力するよう努めなければならない。

（災害対策本部への協力）

第5条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置した災害対策本部に情報の提供及び社員の派遣その他必要な協力を行うものとする。

(災害情報等の収集・伝達体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害情報等を迅速かつ的確に収集・伝達するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練等への参加)

第7条 甲及び乙は、この覚書に定める事項が円滑に行われるよう、相互の防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(相互連携)

第8条 甲及び乙は、この覚書に定める事項の円滑な推進を図るため、防災に関する計画その他必要な情報の交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第10条 この覚書は、平成30年2月26日から施行する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月26日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県防災局長 相津晴洋

乙 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
日本郵便株式会社
執行役員東海支社長 荒若仁

災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、愛知県内において地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して石油類燃料の優先供給に關し協力を求める際の必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲は、乙に対して次の各号の優先供給について協力を要請することができるものとする。

（1）甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油

（2）甲が指定する医療機関等の災害対応上重要な施設への石油類燃料の優先給油

2 前項の要請は、文書によるものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（優先供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について可能な限り協力するものとする。ただし、乙は、通信等の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで優先供給等を実施するものとする。

（費用の負担）

第4条 本協定により乙が供給した石油類燃料の対価及び運搬等の費用（以下「費用」という）については、当該石油類燃料の供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害時直前における適正価格を基準として、供給を受けた者と乙が協議の上決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 前条による供給を受けた者は、乙からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時において石油類燃料の価格の高騰防止に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第7条 乙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第9条 この協定に定める協力事項は、原則として、甲が「愛知県災害対策本部」を設置して、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は令和2年3月24日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。なお、この協定の締結を持って、平成17年6月9日付で締結した「災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月24日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県

代表者　愛知県知事　大村　秀章

乙　名古屋市中区正木三丁目2番70号
愛知県石油商業組合
理事長　宇佐見　三郎

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県LPGガス協会（以下「乙」という。）とは、愛知県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス及び燃焼器具（以下「液化石油ガス等」という。）の優先供給について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用されない場合に、液化石油ガス等の供給について被災市町村から甲に要請があったときは、乙を液化石油ガス等の供給元として被災市町村に斡旋することができるものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（保安に関する業務）

第4条 液化石油ガス等の供給に必要な保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、第3条第1項の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条第1項の要請により乙から供給を受けた液化石油ガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制の整備）

第7条 乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、広域における協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成28年2月23日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事
代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 名古屋市中区大須四丁目15番12号
一般社団法人愛知県LPGガス協会
会長 後藤庄樹

番号
年月日

災害時協力要請書

一般社団法人愛知県LPGガス協会長様

愛知県知事

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

愛知県要請担当者		所属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ等による要請日時		年月日()時分	
要請内容	品名 数量		
	期間	年月日～年月日	
	対象施設	名称	
		所在地	
	担当者	所属 職・氏名 電話番号	
備考			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

番号
年月日

災害時要請業務実施報告書

愛知県知事殿

一般社団法人愛知県LPGガス協会長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

愛知県要請担当者		所属 職・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請日時		年月日()時分
供給実績	品名 数量	
	期間	年月日～年月日
	名称	
	所在地	
対象施設	所属 職・氏名 電話番号	
供給実施者		会社名 所在地 担当者 電話番号
備考		

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震等による災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、市町村及び県が指定する車両及び施設（以下「車両等」という。）の石油燃料を確保するため、災害時給油所石油備蓄事業（以下「備蓄事業」という。）で備蓄した石油類燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（備蓄量及び管理費用の負担）

第1条 備蓄事業を実施する中核給油所及び小口燃料配送拠点（以下「中核給油所等」という。）は、別表のとおり石油類燃料を積み増し備蓄するものとし、その管理費用については、甲及び甲に対して備蓄事業を実施することを通知した中核給油所等の所在市町村が石油類燃料を確保する中核給油所等の箇所数に応じて負担する。

（給油車両等の指定）

第2条 災害時には、甲及び中核給油所等の管理費用を負担する市町村（以下「管理費負担市町村」という。）は、管理費用を負担する中核給油所等において、備蓄事業で積み増し備蓄した石油類燃料について給油する車両等を指定できるものとする。

（中核給油所等の通知）

第3条 甲は中核給油所等に対し、乙を通じて文書によりそれぞれの管理費用を負担する自治体を通知した後、管理費負担市町村に対し、管理費用を負担する中核給油所等の所在地、会社名、給油所名を通知する。

（給油方法等の協議）

第4条 前条の規定により甲及び管理費負担市町村は、管理費用を負担する中核給油所等との間で、あらかじめ災害時の給油方法等について協議の上、定めておくこととする。

（中核給油所等における備蓄量の報告）

第5条 平時において乙は、別に定める方法により、備蓄事業を実施している中核給油所等の備蓄量について甲に報告する。

（中核給油所等の指導）

第6条 災害時において、乙は、備蓄事業を実施している中核給油所等の石油類燃料の在庫量が備蓄事業で自治体用に備蓄している数量となった時点から、給油する車両等を甲または管理費負担市町村が指定するものに限るよう、備蓄事業を実施している中核給油所等に指導するものとする。

（優先供給の実施）

第7条 災害時において、乙は、この協定によるほか、甲に対し「災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定書」に基づき、石油類燃料の優先供給について可能な限りの協力に努めるものとする。

(管理費用の負担)

第8条 甲は管理費負担市町村に対し、本協定の写しを添付して当該年度分の管理費用を請求するものとし、管理費用の年額を取りまとめの上、年度末までに乙に払い込むものとする。

(燃料費の負担)

第9条 本協定により災害時に中核給油所等が供給した石油類燃料の対価は、原則として供給を受けた車両等を有する者が負担するものとする。

(価格高騰の防止)

第10条 前条の対価は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲、乙が協議して定める。

(実施細目)

第11条 本協定に基づく備蓄事業において必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、令和5年4月1日（以下「発効日」という。）から効力を発生するものとし、期間は1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、効力を自動で1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲と乙との間で締結した平成31年4月1日付け「災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年3月9日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区正木三丁目2番70号
愛知県石油商業組合
理事長 宇佐美 三郎

災害時的重要施設に係る情報共有に関する覚書

愛知県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法という）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に関与する場合において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の展開・共有)

第7条 乙は、甲から提供された本覚書第4条の設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2. 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の利用)

第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定型的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

(設備等情報の管理)

第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

平成27年3月17日付で締結した覚書は、廃止とする。

令和元年12月3日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村秀章

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟
専務理事 奥田真弥

災害時における車両の調達に関する協定書

(趣 旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と愛知県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、愛知県内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、車両の調達に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(要請手続等)

第3条 第2条の要請は、甲が別に定める文書をもって乙に個別に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

(業務の内容)

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、災害応急対策に必要な車両の調達業務とする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに別に定める様式によりその状況を報告する。ただし特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話または口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 前4条の規定により、乙の協会員が実施した業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、この協定に基づき乙が甲に供給した調達業務終了後において、乙の提出する輸送実績報告書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成20年2月13日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛 知 県

知 事 神田真秋

乙 名古屋市昭和区滝子町29番19号 愛知県自動車会館東館4階

愛知県レンタカー協会

会 長 加 藤 守 男

災害時における電動車両等の支援に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙1」という。）、北愛知三菱自動車販売株式会社（以下「乙2」という。）、名南三菱自動車販売株式会社（以下「乙3」という。）及び西尾張三菱自動車販売株式会社（以下「乙4」という。以下、全販売会社を併せて「乙」という。）並びに三菱自動車工業株式会社（以下、丙という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知県において大規模な自然災害が発生した場合（以下、災害時という。）に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平常時においても災害時における電動車両等の有用性を広く県民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解釀成に努めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害応急対策を行うため、必要があると認めたとき、又は県内市町村から甲に対し電動車両等の貸与要請がされた場合において、甲が丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（貸与の要請）

第3条 甲は、甲が別に定める文書（様式1号）をもって丙に電動車両等の貸与に係る要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに別に定める文書を交付するものとする。

2 丙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するため、乙が保有する電動車両等について、発生した災害に伴う固有の危険性及び乙が甲の指定する場所へ電動車両等を運搬する際の通行上の危険性を考慮し、乙の業務に支障がない範囲内で、甲に優先的に貸与するよう努める事を調整するとともに、その調整状況を甲に報告するものとする。

3 丙は、第2項により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、丙のグループ企業等と広域的に調整し電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第4条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（電動車両等の引渡し等）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。また、乙は、引渡し時に十分に走行できる状態で貸与できるよう努める。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、甲に対し速やかに口頭又は電話等により報告し、甲に対して別に定める報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第6条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して原則1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。

（電動車両等の返却）

第7条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第8条 本協定に基づく電動車両等の貸与の対価については、無償とする。ただし、貸与期間中の費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙及び丙が協議して定める。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第10条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 災害応急対策において、甲または、甲に対し電動車両等の貸与を要請し、乙の協力を受け電動車両等を使用する市町村（以下「市町村」という）の責めに帰すべき事故等により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲または市町村が補償責任を負うものとする。甲または市町村の責めに帰さない事故等により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第9条の規定によるものとする。

（費用の支払）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
(2) 原則として、愛知県内で使用する。
(3) 甲は貸与期間中、故障又は何らかの原因により電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策

を進めるに当たり問題が生じた場合には、乙に速やかに連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(電動車両等の管理)

第 13 条 甲は、第 5 条に定める引渡しから第 7 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲、乙及び丙は、協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式 3）により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(電動車両等の情報提供)

第 15 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

(平常時の取組)

第 16 条 甲、乙及び丙は、平常時においても災害時における電動車両等の有用性を広く県民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく支援活動を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(不可抗力免責)

第 17 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 18 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 19 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による解約の申し出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 6 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

2021年 6月 24日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村 秀章

乙1 大阪府大阪市淀川区新高1丁目4番10号
西日本三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 五十嵐 京矢

乙2 愛知県名古屋市北区若葉通1丁目38
北愛知三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 三浦 孔路

乙3 愛知県名古屋市中川区昭和橋通9丁目70番地
名南三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 岩下 昌生

乙4 愛知県一宮市末広2丁目29番11号
西尾張三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 関戸 徹

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役代表執行役社長兼最高経営責任者 加藤 隆雄

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

愛知県知事

災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 2 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

愛知県知事

会社名

代表

災害時における電動車両等の支援に関する協定第 5 条第 2 項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

災害時における電動車両等の支援に関する協定第14条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位 部署	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
第二順位 部署	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
第三順位 部署	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるもののが望ましい

【本報告書の変更連絡先】

本報告書の記載内容を変更した場合、下記メールアドレス宛てにご連絡ください。
なお、三菱自動車側の記載内容に変更が生じた場合、同メールアドレスから本報告書記載の
ご担当者様（メールアドレス）宛てにご連絡いたしますので予めご了承ください。

「三菱自動車 DENDO コミュニティサポートプログラム連絡事務局」
メールアドレス : info.dcs@mitsubishi-motors.com

大規模災害時における物資の調達及び輸送等に関する協定書

愛知県(以下「甲」という。)と公益社団法人日本青年会議所東海地区協議会(以下「乙」という。)は、大規模な災害が発生し、重大な被害が生じた場合(以下、「災害時」という。)における物資の調達及び輸送等の業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、物資の調達及び輸送等の業務に関して、甲が乙に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(連携及び協力)

第2条 甲の要請に基づき乙は、次に掲げる事項について、甲と連携し協力するものとする。

(1) 次に掲げる 物資の調達及び仕分け、輸送の協力等

品 目
食料
毛布
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク
乳児・小児用おむつ
大人用おむつ
携帯トイレ・簡易トイレ
トイレットペーパー
生理用品
その他甲が指定する物資

(2) 被災地の被災状況と物資ニーズの把握

(3) その他、被災者支援活動を行う上で必要な事項

(要請)

第3条 甲は前条に掲げる事項に関して、乙に対し協力を要請することを決定したときは、別添様式により協力を要する事項を特定したうえで、乙に対して文書で要請する。

2 前項の規定による要請について、特段の事情により、文書で要請することができないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定により乙が実施する活動に係る費用は、原則として乙の負担とするが、協議が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定締結後、速やかに連絡責任者を決め、相手方に報告をする。

(平常時の連携等)

第7条 甲及び乙は、平常時より連携強化を図り、災害時体制に移行した際、円滑に運営できるよう努める。

2 甲及び乙は、平常時の連携強化に伴い、防災に関する取組みについて相互協力を図るとともに、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から毎年1回以上、情報の交換を行うものとする。

3 甲又は乙において、連絡責任者の変更があった場合は、速やかに情報の交換を行うよう努め、平常時からこの協定が円滑に運用される体制を整えるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に關し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上各自1通を保管するものとする。

令和7年10月24日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県半田市広小路町155番地の3

公益社団法人日本青年会議所東海地区協議会
会長 戸嶋 一将

様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

公益社団法人日本青年会議所東海地区協議会会長 殿

愛知県知事

大規模災害時における物資の調達及び輸送等について

このことについて、大規模災害時における物資の調達及び輸送等に関する協定書第3条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 協力を要請する事項

2 物資の調達及び輸送等の内容

必要とする物資	数量	輸送先	備考

(適宜、行を追加すること)

3 その他必要な事項

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 愛知県(以下「甲」という。)と愛知県生活協同組合連合会(以下「乙」という。)とは、愛知県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部を設置し、かつ、被災地市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 前項にかかわらず、災害救助法が被災地に適用にならない場合にあっても、被災地市町村が当該市町村の費用負担により応急生活物資の供給を甲に要請したときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を求めることができる。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が乙に協力事項の要請を行ったときは、乙は、加盟する生協(以下「会員生協」という。)の保有商品の供給について協力の要請を行う。

(応急生活物資供給の協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協に対して必要な指示を行い、会員生協の保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の主なものは、別表のとおりとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、甲の指定する者が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の指定する者に電話等で確認の上次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を第1項の甲の指定する者に報告するものとする。

4 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第8条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は、災害時において、県民に対して応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、機能等を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図るとともに安定供給に努力し、甲はこれに協力するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、災害時に乙の会員生協の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第12条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙

の協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第13条 この法令の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、隨時協議を行うものとする。

(雑則)

第15条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議の上定める。

第16条 この協定は、平成14年7月31日から適用する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙押印のうえそれぞれ1通を保管する。

平成14年7月31日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市中区伊勢山一丁目8番22号

(現 名古屋市中区金山1丁目12番14号金山総合ビル)

愛知県生活協同組合連合会

会長理事 神谷敏之

別表

(愛知県生活協同組合連合会)

応急生活物資の品目及び数量

	品目	数量	備考
主食	菓子パン	6,000食	標準サイズ2個を1食
	調理パン	500食	パンズ2個を1食
	食パン	21,000食	6枚切1斤を3食
	レトルト食品(ご飯)	5,000食	1個1食
	弁当	1,000食	
	カップラーメン	34,000食	1個1食
	インスタントラーメン	15,000食	1個1食
計		82,500食	

副食等	レトルト食品(おかず類)	5,000個	
	カップ味噌汁	1,000個	
	缶詰(イージーオープン)	5,000個	
	粉ミルク	120缶	1缶1kg
	牛乳	47,000本	1Lパック
	バナナ	3,000kg	
	飲料水(ミネラルウォーター)	5,000本	500mL

災害時における燃料及び応急生活物資の供給等の協力に関する協定

(目的)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）とJAグループ愛知（以下「乙」という。）とは、愛知県内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における燃料及び応急生活物資の供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に對して要請を行ったときをもって発動する。

- 2 甲は、前項にかかわらず、災害救助法が被災地に適用にならない場合にあっても、被災地市町村が当該市町村の費用負担により燃料及び応急生活物資の供給等を甲に要請したときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を求めることができる。
- 3 甲は第1項にかかわらず、災害拠点病院等の重要施設が当該重要施設の費用負担より燃料供給等を甲に要請したときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を求めることができる。
- 4 本協定は、乙及び乙を構成する個別又は複数の組織が市町村等と締結した協定等に基づく市町村等への支援や、乙内の協定等に基づく支援を妨げないものとする。

（協力実施の範囲）

第3条 災害時において甲が乙に協力の要請を行ったとき、乙は保有する次に掲げる物資の優先供給及びその運搬に積極的に協力するものとする。

- (1) 紙油所が保有する石油類燃料
- (2) 運搬が可能な石油類燃料及び別表の食料品、日用品、LPGガス製品、葬祭用品等の運搬、供給
- 2 甲が要請した物資の運搬は、乙が行うものとする。また、必要に応じて甲又は乙の指定するものが行うものとする。ただし、石油類燃料の優先供給については、引き渡し場所を乙が指定する。
- 3 第2条第2項及び第3項の規定により甲が乙に協力を求めたとき、甲は、乙と当該市町村及び災害拠点病院等の重要施設間の燃料の供給、運搬、支払い等が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

- 4 第1項に定める物資以外の供給又は建物、空地の利用等、その他必要と認める協力事項は、甲乙協議の上定める。

(要請手続等)

第4条 第2条第1項の要請は、甲が書面をもって乙に要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後すみやかに書面を交付するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

(費用の負担及び支払)

第5条 第3条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、供給を受けた者が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、この協定に基づき乙が甲に供給した物資の運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、乙と供給を受けた者で協議の上、決定するものとする。
- 3 供給を受けた者は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定は令和2年10月30日から、その効力を有するものとし、甲乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。なお、この協定の締結をもって、平成28年11月24日付けで締結した「災害時における燃料及び応急生活物資の供給等の協力に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年10月30日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号

J A グループ愛知 代表

愛知県農業協同組合中央会 会長 吉田 濱一

別表

		品目
食 料 品	1	おにぎり
	2	食パン
	3	菓子パン
	4	調理パン
	5	レトルト食品
	6	カップラーメン
	7	缶詰
飲 料	8	無糖茶
	9	飲料水
燃 料	10	ガソリン
	11	重油
	12	軽油
	13	灯油
	14	L P ガス (バルク車積載)
葬 祭	15	棺 (附属品含む)
	16	骨つぼ及び骨箱
	17	遺体搬送車
他	18	割り箸

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と愛知県パン協同組合（以下「乙」という。）、敷島製パン（株）（以下「丙」という。）、フジパン（株）（以下「丁」という。）及び山崎製パン（株）名古屋工場（以下「戊」という。）（「乙、丙、丁、戊」以下「乙等」という。）とは、愛知県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部等を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙等に対して要請を行ったときをもって発動する。この場合において、乙等の有する食糧の所在場所、輸送用道路の状況、その他災害に係る諸状況を考慮して甲が要請先を決定するものとする。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用になつてない場合に、応急生活物資の供給について被災市町村から甲に要請があったときは、甲は、乙等を応急生活物資の供給先として被災市町村に斡旋することができるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施及び供給物資の範囲)

第3条 災害時において、甲が乙等に協力事項の要請を行ったときは、乙等は、優先供給及び運搬が可能な次に掲げる物資を供給する。

- (1) 別表に掲げる品目及び数量の食糧
- (2) その他甲が指定する物資

(要請手続等)

第4条 第2条第1項の要請は、甲の指定する者が別に定める文書をもって乙等に個別に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙等は甲の指定する者に電話等で確認の上、次項の措置をとるものとする。

3 乙等は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲の指定する者に報告するものとする。

4 甲と乙等は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、乙等が行うものとする。また、必要に応じて甲又は乙等の指定するものが行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 第4条及び前条の規定により、乙等が供給した商品の対価及び乙等が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、運搬終了後において、乙等の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙等協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙等からの支払いの請求を受けたときはできる限りすみやかに支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙等協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成15年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙等のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁亥記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成14年12月16日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 神田真秋

乙 名古屋市中区丸の内三丁目20番29号

愛知県パン協同組合
理事長 長 谷 川 正 己

丙 名古屋市東区白壁五丁目3番地
敷島製パン株式会社
代表取締役社長 盛 田 淳 夫

丁 名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地
フジパン株式会社
代表取締役 舟 橋 正 輝

亥 名古屋市西区玉池町36番地
山崎製パン株式会社名古屋工場
工場長 今 野 浩

別表
品目及び供給可能数量

項目 供給事業者	品 目	最大供給可能数量	県内及び静岡県内で生産でき ないときの最大供給可能数量
		数量(食/日)	数量(食/日)
乙 愛知県パン協同組合	食 パ ン	392,000	0
	菓 子 パ ン	175,000	0
	そ の 他 パ ン	143,000	0
	米 飯	374,000	0
	弁 当	2,000	0
	計	1,086,000	0
丙 敷島製パン株式会社	食 パ ン	658,000	476,000
	菓 子 パ ン	394,000	221,000
	そ の 他 パ ン	138,000	97,000
	計	1,190,000	794,000
	食 パ ン	757,000	697,000
丁 フジパン株式会社	菓 子 パ ン	241,000	174,000
	そ の 他 パ ン	647,000	576,000
	計	1,645,000	1,447,000
	食 パ ン	550,000	122,000
亥 山崎製パン株式会社 名 古 屋 工 場	菓 子 パ ン	205,000	45,000
	そ の 他 パ ン	175,000	33,000
	計	930,000	200,000
	合 計	4,851,000	2,441,000

(注)主食1食の換算単位:

- ①食パン/1斤の3分の1 ②菓子パン/標準サイズ2個 ③ パンズ/2個
④ロールパン/6個入り1袋 ⑤サンドウィッチ/三角サンド2個 ⑥米飯/220グラム

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）とアサヒ飲料株式会社始め11社（以下「乙」という。）とは、愛知県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。この場合において、乙の有する応急生活物資の所在場所、輸送用道路の状況、その他災害に係る諸状況を考慮して甲が要請先を決定するものとする。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用されない場合に、応急生活物資の供給について被災市町村から甲に要請があったときは、乙を応急生活物資の供給元として被災市町村に斡旋することができるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施及び供給物資の範囲)

第3条 乙は、甲が乙に協力事項の要請を行ったとき、次に掲げる優先供給及び運搬が可能な物資を供給する。

品 目	供給可能見込数量（リットル）
ミネラルウォーター（水）	1,006,000
無 糖 茶	1,078,000
ス ポ ー ツ 飲 料 ・ 機 能 性 飲 料	544,000

(要請手続等)

第4条 第2条第1項の要請は、甲が別に定める文書をもって乙に個別に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、乙が行うものとする。また、必要に応じて甲又は乙の指定するものが行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 前3条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、この協定に基づき乙が甲に供給した物資の運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書16通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年5月31日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛 知 県

知 事 神田 真秋

乙 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

（現 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ40F）

アサヒ飲料株式会社 中部支社（現 アサヒ飲料株式会社 中部北陸営業企画部）

支社長 三木 哲

名古屋市昭和区福江1-16-5

株式会社伊藤園 名古屋支店

支店長 岩田 孝浩

名古屋市中区丸の内三丁目14番32号

大塚ベバレジ株式会社 名古屋支店 (現 大塚食品株式会社 名古屋支店)

支店長 田中 利明

名古屋市西区牛島町二丁目5番地

(現 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング28F)

キリンビバレッジ株式会社 中部支社 (現 キリンビバレッジ株式会社 中部圏統括本部)

支社長 森下 誠治

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

(現 東京都港区赤坂9丁目7番1号)

コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 (現 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社)

取締役常務執行役員 河合 幸夫

東京都渋谷区道玄坂一丁目22番10号 (現 東京都品川区東品川4丁目13番14号)

ゴールドパック株式会社

代表取締役社長 五十嵐芳昭

東京都港区台場二丁目3番3号 (現 東京都港区芝浦3丁目1番1号)

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長 引田 耕治

名古屋市東区東大曾根町二丁目6番地 (現 春日井市勝川町1-37)

ダイドードリンコ株式会社 名古屋支店 (現 ダイドードリンコ株式会社 東海営業部)

支店長 玉崎 徹

新潟県柏崎市松波四丁目2番14号 (現 新潟県柏崎市駅前1丁目3番1号)

株式会社ブルボン

代表取締役社長 吉田 康

愛知県名古屋市中区栄四丁目2番29号 (現 愛知県名古屋市中区栄3丁目27番1号)

株式会社ポッカコーポレーション (現 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社)

代表取締役社長 堀 雅寿

神戸市中央区港島中町七丁目7番7

UCC上島珈琲株式会社

代表取締役社長 上島 達司

お客様控

非常時における飲料供給に関する覚書

後記設置契約者（以下甲という）とダイドードリンコ株式会社（以下乙という）は乙の非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下自販機という）の設置に関して下記の通り覚書を取り交わす。

記

（目的）

第1条 本覚書に記載の設置場所に乙の自販機を設置し、災害等の非常時における救援物資として甲が乙飲料商品を災害被害者へ供給することを目的とする。

（援助商品）

第2条 災害等の非常時に甲が災害被害者へ供給した乙飲料商品は乙が援助するものとする。

（自販機鍵運用方法）

第3条 乙は甲に対し緊急災害時に本覚書に記載の設置場所の自販機の開錠用として鍵を預け、甲は第1条の目的に準じ運用・保管するものとする。

2 鍵の使用に関しては広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

3 万が一甲の本条以外の目的での使用が確認された場合、本覚書は失効し、甲は乙に対し直ちに当該自販機の鍵を返却するとともに、乙は甲に対し損失分の請求ができるものとする。

4 万が一甲が当該自販機の鍵を紛失した場合、直ちに乙に連絡するとともに、甲の負担にて鍵の交換を実施するものとする。

（適用期間）

第4条 本覚書の適用期間は、本覚書に記載の設置場所に当該自販機を設置している期間とする。

（協議）

第5条 本覚書に定めなき事項が発生した場合は、甲・乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

自動販売機設置場所			
設置先名	あいち産業科学技術総合センター産業技術センター 本館2階エントランスホール		
住所	愛知県刈谷市恩田町一丁目157番地1		
自販機鍵番号	629851	自販機鍵授受日	2024年4月1日

複数台設置する場合は、自動販売機毎の設置場所を別紙に記載する。

締結日 2024年3月7日

(甲)	住所	愛知県刈谷市恩田町一丁目157番地1	
	氏名	あいち産業科学技術総合センター産業技術センター センター長 片岡 泰弘	

(乙)	住所	大阪市北区中之島二丁目2番7号 中之島セントラルタワー18階	
	氏名	ダイドードリンコ株式会社 代表取締役社長 中島 孝徳	



お客様控

別紙 口けーション一覧

締結日 2024 年 3 月 7 日 台数合計 2 台

No.	設置先名	あいち産業科学技術総合センター産業技術センター 技術開発交流センター1階ホール		
	住 所	愛知県刈谷市恩田町一丁目157番地 1		
	自販機鍵番号	632293	自販機鍵 授受日	2024 年 4 月 1 日

No.	設置先名			
	住 所			
	自販機鍵番号		自販機鍵 授受日	年 月 日

No.	設置先名			
	住 所			
	自販機鍵番号		自販機鍵 授受日	年 月 日

No.	設置先名			
	住 所			
	自販機鍵番号		自販機鍵 授受日	年 月 日

No.	設置先名			
	住 所			
	自販機鍵番号		自販機鍵 授受日	年 月 日

No.	設置先名			
	住 所			
	自販機鍵番号		自販機鍵 授受日	年 月 日

No.	設置先名			
	住 所			
	自販機鍵番号		自販機鍵 授受日	年 月 日

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する覚書

(趣旨)

第1条 愛知県（以下「甲」という。）と森永乳業株式会社（以下「乙」という。）とは、愛知県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため応急生活物資（愛知県地域防災計画附属資料第8の3（1）主食（ミルク）の表（以下「別表」という。）に定める品目を指し、以下「本物資」という。）の供給等の協力に関する事項について覚書を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この覚書に定める災害時の協力事項は、原則として甲が愛知県災害対策本部等を設置し、かつ、被災市町村に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。この場合において、乙の有する本物資の所在場所、輸送用道路の状況、その他災害に係る諸状況を考慮して甲が要請先を決定するものとする。

2 甲は、災害救助法が被災市町村に適用になっていない場合に、本物資の供給について被災市町村から甲に要請があったときは、甲は、乙を本物資の供給元として被災市町村に斡旋することができるものとする。

(本物資供給の協力実施)

第3条 災害時において、甲が乙に協力事項の要請を行ったときは、乙は別表に定める数量の本物資を甲に供給する。

(本物資の変更)

第4条 甲及び乙は、第10条に定める有効期間満了（延長後の有効期間を含む）の3ヶ月前までに協議の上、本物資の品目、数量等について確認や見直しを行うものとする。また、乙は、甲に対して本物資の品目、数量等の変更を申し入れができるものとし、甲はこれに応じるものとする。

(要請手続等)

第5条 第2条第1項の要請は、文書をもって乙に個別に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無いときは電話又は電子メール等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 乙は第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行

うとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

(本物資の運搬)

第6条 本物資の運搬は、乙が行うものとする。また、必要に応じて、甲又は乙の指定するものが行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第7条 第3条の規定により、乙が供給した本物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 本物資の対価は、乙が見積書を提示し、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する運搬等の費用は、この覚書に基づき、乙が甲に供給した本物資の運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前ににおける適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 甲は、第2項及び第3項で決定した対価及び費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日からできるかぎり速やかに支払うものとする。詳細な支払方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(甲のホームページへの掲載)

第8条 乙は、本物資の供給等の協力内容について、甲のホームページに掲載されることを承諾するものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、覚書期間満了の3か月前までにこの覚書の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この覚書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和4年9月14日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章

乙 東京都港区芝五丁目33番1号
森永乳業株式会社
代表取締役社長 大貫陽一